

第百五十五回国会

# 参議院総務委員会会議録第七号

平成十四年十一月二十一日(木曜日)

午後一時開会

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

山崎 力君

景山俊太郎君

世耕 弘成君

山内 俊夫君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

委員

泉 信也君

小野 清子君

加藤 紀文君

岸 宏一君

久世 公堯君

椎名 一保君

谷川 秀善君

森元 恒雄君

奥石 東君

高嶋 良充君

辻 泰弘君

内藤 正光君

木庭健太郎君

山下 栄一君

八田ひろ子君

宮本 岳志君

松岡満壽男君

渡辺 秀央君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

副大臣

総務副大臣

片山虎之助君

若松 謙維君

事務局側

常任委員会専門員

藤澤 進君

政府参考人

内閣官房内閣参事官

人事院事務総局長

防衛庁長官官房長

防衛庁人事教育局長

総務省行政管理局長

総務省自治行政局長

総務省情報通信政策局長

総務省郵政企画管理局長

総務省政策統括官

郵政事業庁次長

国税庁長官官房審議官

国土交通大臣官房技術審議官

大野 慎一君

有富寛一郎君

大西 又裕君

門松 武君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)(継続案件)

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)(継続案件)

○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出)(継続案件)

件)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣参事官壺井俊博君、人事院事務総局総務局長平山英三君、防衛庁長官官房長山中昭栄君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、総務省行政管理局長松田隆利君、総務省自治行政局長芳山達郎君、総務省情報通信政策局長高原耕三君、総務省郵政企画管理局長團宏明君、総務省政策統括官大野慎一君、郵政事業庁次長有富寛一郎君、国税庁長官官房審議官大西又裕君及び国土交通大臣官房技術審議官門松武君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。おとといに引き続きまして三十分質問させていただきます。

前回は民間の認証局における本人確認のことで質問させていただいたところでございますけれども、本体の電子証明書の発行の際の本人確認についてお伺いしたいと思います。

その本人確認は、住民基本台帳データとの突合による実在性の確認と運転免許証などによる本人性の確認とによるものとされているわけですが、具体的にどのようなように本人確認されるのか、お示しいただきたいと思っております。

○政府参考人(大野慎一君) 今御質問ございました電子証明書でございますけれども、発行をいたします場合の確認につきましては市町村の窓口でやっております。発行をする名義人は知事でございますけれども、あくまでも市町村の窓口で御本人の確認をしていただくということになるわけでございますが、御本人が電子証明書が必要だということを申請をされます場合に、窓口に参りまして二つ確認する必要があります。一つは、御本人が実在しているかどうか、それから、正に御本人かどうか、この二点を確認する必要があります。

まず、実在しているかどうかの確認は、当然のことながら住民基本台帳でもって確認すると。御本人が申請書に四情報をお書きになって、この申請書と住民基本台帳のデータとを突合いたしまして、確かにこの方は実在しているということをまず確認していただくわけでございます。

それから、確かに御本人かどうか。これは、いわゆる面通しが一番いいわけでございますので、顔写真のあります免許証でありますとかパスポート、こういうものを原則的にお示しいただきまし

て、確かに御本人だということを職員の方が確認をいたしたと、こういうことになるわけでございます。

○辻泰弘君 今、パスポートとか運転免許証とか、顔写真のあるものというのをおっしゃったわけですが、それらは必ずしも持つことを義務付けられていないものではございません。そういう場合の方に対しての本人確認はどうなさるおつもりでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 確かに、そういった顔写真付きの身分証明書に代わるようなものをすべての方々がお持ちではないわけでございますので、その場合には、例えば健康保険の保険証、あるいは国民年金の手帳とか、そういった御本人が通常は携帯しているというものを基に、その書類をお見せいただきまして窓口で幾つかの質問をさせていただきます。そこは心証として、確かに御本人が持っているもので、確かに御本人らしいという心証を得ることによって本人性の確認をするというふうなことも考えております。

○辻泰弘君 その御質問をされる対象事項というのは、どういうことをお考えでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 今申し上げましたように、何らかの、年金手帳でありますとか共済組合員証でありますとか、あるいは年金の証書とか、そういったものをお示しをいただくわけでございますので、これに基づきまして、その手帳なり書類なり、そういったことに関連した質問をして、別の方が持つてきて質問の受け答えで不審な挙動をするとか、そういうふうなことがないことを確認するというところでございます。

○辻泰弘君 今、関連しておっしゃったわけですが、そのものだったら当然見えてくるわけですから、それで確認なんているのは意味がないわけですね。ですから、別のデータを持つていらっしゃるのを駆使しながらやるということにならざるを得ないと思うんですが、そこはどうですか。

○政府参考人(大野慎一君) 私は例えばの例を申し上げたわけでございますが、基本的には、挙動

不審とか、そういうふうなことが現れないというような尋ね方になるかと思えますけれども、これは具体的なことでございますので、実際の窓口の事務に携わりますのは市町村でありますから、そこでのガイドライン等につきまして、よくよく御相談をしながら、マニュアルといいますか、そういったものを、委員御指摘のようなこともございまして、今後検討してまいりたいと思っております。

○辻泰弘君 この制度を進めていく上で本人確認は、当然のことですけれども大変重要なことでございまして、三年間いろいろな形に使われるわけでございますので、今までの一つのことについての本人確認とは意味が格段に違うと思うわけでございます。

そういう意味におきまして、今、ガイドラインとかマニュアルというふうにおっしゃっていただきましたけれども、基本的には市町村の窓口によってということかもしれないんですが、やはり少なくとも複数のこういうものを、二つを提示した上で何らかの形の確認をせよとか、そういうマニュアル、ガイドラインをしっかりと作っていただくように御要請しておきたいと思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 今御指摘のことを十分踏まえましてこれから作業をさせていただきますので、きちんと対応いたします。

○辻泰弘君 同じく電子証明書発行の際のことでも、代理申請が想定されているわけですが、代理人の本人確認というものは同じようにできると思うんですが、そもそもの申請者本人の意思というものをどうやって確認するのかということが問題となると思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) この電子証明書は希望をされる方に発行すると、こういう仕組みでございますが、例えば病気で窓口の方にお越しいただけないという方もいらっしゃるわけでございますので、そういった折には代理人による申請とい

うものも必要でございます。

一般的に、代理申請ということになりますと、ほかの例と同じようなことになるわけでございますが、申請をする方の意思の確認は、まずは申請書に署名をしていただくということですし、それから実印を押印していただく。この実印については委任状を出していただきますし、また実印に係ります印鑑証明書、印鑑登録書の提出を求めて対応するというのが一般的な代理申請のやり方ではないかと思っております。

○辻泰弘君 私は、今の代理申請のやり方、おっしゃっていただいたのは不十分じゃないかと思うわけでございます。

やはり、そういう意味でもう一重に何か考えていただいて、例えば、市町村であるならば、一番理想は訪問かもしれないけれども、訪問までできないかもしれないけれども、電話をされるとか、あるいは郵便物で一回のチェックを取るとか、そういう意味でしっかりと確認をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 御指摘のとおり、大変大事な確認でございますので厳格な確認が必要なこととはもとよりでございますから、おっしゃるように、郵便で確認するとか、あるいは電話、そういったもので確認するとか、そういったことも併せ考えながら具体的なマニュアルなりガイドラインというものを作っていききたいと思っております。

○辻泰弘君 この代理申請の部分は政令で定められるということになるわけですね、六十条でございますが、そこは確認してください。

○政府参考人(大野慎一君) 御指摘のとおりでございます。

○辻泰弘君 電子証明書の外国人の申請について検討中と聞いておりますけれども、このことについて状況を教えていただけますか。

○政府参考人(大野慎一君) この電子証明書の発行の仕組みが、法律の案にもございますように、

住民基本台帳に登録されている方を対象に御希望に応じて発行すると、こういう仕組みでございますので、外国の方々は、今申し上げた住民基本台帳に登録されている者ではないということでございますから電子証明書の発行は申請できないわけでございますが、しかしながら、何らかの形の公的な個人認証システムというふうなことも必要ではないかということもございまして、今、法務省と外国人登録を活用した公的個人認証サービスのあり方研究会というものを立ち上げまして検討をしているところでございます。

○辻泰弘君 以下、電子政府の事業について伺いたいと思います。

まず、いわゆる電子政府事業に係る政府予算はどれくらいになっているのでしょうか。

○政府参考人(豊井俊博君) お答えいたします。電子政府の推進等、行政の情報化の推進に關しましては、二〇〇三年度までに電子情報を紙情報と同様に扱う行政を実現するという目標を掲げておりまして、これを達成するため、e-Japan重点計画二〇〇二に基づいて迅速かつ集中的に各般の施策を講じておるところでございます。

お尋ねの行政の情報化の分野における予算額の推移について百億円単位でちよつと御説明申し上げますと、平成十一年度は約八千六百億円でございます。平成十二年度が八千九百億円、平成十三年度が九千三百億円、平成十四年度は九千五百億円でございます。ちなみに、平成十五年度の概算要求額は、これは郵政事業庁が公社化されるということで、郵政公社を除きますと六千五百億円の概算要求総額となっております。これに相当します平成十四年度当初予算額は五千四百億円でございます。

以上でございます。

○辻泰弘君 この電子政府の事業については、政府側に専門知識が足りなくて業者側に依存した割高な発注になっているんだというような指摘がございまして、予算の無駄遣いが多いとの指摘もあるわけでございますが、これをどのように受け止

められているでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 御指摘のように、各  
省庁がシステムを作る際にいろんな問題点がある  
のではないかと御指摘もございまして、実  
は、この三月でございましてけれども、情報シス  
テムに係る政府調達府省連絡会議というものを設け  
まして入札の評価方式の見直しを行いついて、外  
部の人材の積極的な活用を図ることやら、それか  
らシステムを作り出す場合の管理、プロジェクト  
管理、プロジェクトマネジメントと言っているん  
ですが、そうした調達の管理を適正に実施するた  
めの方策についても検討をしたところでございま  
して、できるだけ安く、しかも質の高いシステム  
を開発するように対応をしているところでござい  
ます。

○辻泰弘君 そうすると、政府の電子政府関連予  
算の見直しも検討対象であると、こういう理解で  
よろしいですか。

○政府参考人(大野慎一君) 予算の要求の額は先  
ほどの推移してきたような額でございましてけれ  
ども、私どもが聞いておりますところでは、この予  
算に関連いたしまして、各省庁共通にできるもの  
はできるだけ共通にシステム開発をするとか、そ  
ういった形で、しかも一定程度共通のものを使っ  
て新しくやる場合には安くできるようなことを考  
えるとか、そういった形で予算の査定といいま  
すか、そういったこともおやりになるというふう  
に聞いております。

○辻泰弘君 財務省の方にお伺いしたいと思っ  
たんですけども、二〇〇〇年度に国税庁の電子納税  
実験システムが、五億五千万円の予算に対して某  
社が一千万円で落札したということがあったと言わ  
れておりますが、事実でしょうか。また、その後  
の契約状況はどうなっているでしょうか。

○政府参考人(大野又裕君) 国税庁の電子申告・  
納税システムの調達実績についての御質問でござ  
います。

まず、平成十二年度に実験システムの調達につ  
いて一般競争入札を実施したところ、株式会社N

TTデータが一万五百万円で落札し、同金額で契約  
しました。

その後でございまして、平成十三年度において  
は、今度は本番用システムの設計につきまして一  
般競争入札を実施いたしました。NTTデータが  
十億二千九百万円で落札し、同金額で契約をいた  
しました。

次に、平成十四年度におきましては、今度は本  
番用プログラムの開発でございまして、に係りま  
す調達について一般競争入札を実施したところ、  
予定価格を下回る入札がなく落札者が出なかつた  
ことから、入札者でありますNTTデータと交渉  
を行いついて、予定価格を下回る契約額、約六十  
一億八千三百万円でありますが、で随意契約、一  
般にこれを不落随契と呼んでおりますが、を行っ  
たところでございまして。

このように、いずれの年度におきましても、会  
計法規に基づき一般競争入札を実施した上で契約  
しております。手続に問題ないと、このように考  
えておるところでございまして。

○辻泰弘君 その二〇〇〇年度のケースのことで  
すけれども、五億五千万の予算だったのが一万五  
百万とおっしゃいましたが、そうすると、五億四  
千九百九十九万円はどのように使われたんでしょ  
うか。

○政府参考人(大野又裕君) NTTデータが一万  
円で落札したわけではございまして、予算額との差  
額、いわゆる一般に実効差額と呼んでおるもので  
ございまして、これにつきまして、財政法等の  
法令に基づきまして予算科目の区分の中で必要な  
施策の経費に充当させていただいたところでござ  
います。

○辻泰弘君 情報システムに係る政府調達に当  
たって、政府は極端な安値落札を防止するために  
低入札価格調査制度の活用というようなことを打  
ち出しておられるところではあるんですけども、  
今後、こういう公正、適切と思われないう  
な安値入札というものの防止にどういうふうに取り  
組んでいられるのか、お聞きしたいと思いま

す。

○政府参考人(大野慎一君) 先ほど申し上げまし  
たこの政府調達の府省の連絡会議の中での見直し  
でございましてけれども、もとより契約方式の適正  
化ということもございまして、単年度の契約をす  
るということだけでありますという点の問題点が  
生ずるということでもありますので、国庫債務負担  
行為を活用いたしまして数年にわたる契約をす  
るというふうなことにすることが一点ござ  
います。

それから、民間との契約になるわけではござい  
まけれども、問題が発生いたしました場合の損害  
賠償責任をきちんと設定をするというふうなこと  
もございまして。

それから、落札価格が不適正な場合にそれをき  
ちんと調査をするというふうなこともやってまい  
りたいということでもございまして、そういった  
様々な政府調達の見直しを効果あらしめることで  
御指摘のような安値落札等に対応をしていく考え  
でございまして。

○辻泰弘君 先ほど申しました二〇〇〇年度の  
ケースのこと等をお聞きしましたときに、そのと  
きと今は制度が変わっているからそういうことは  
もうないだろうというような御説明だったように  
思うんですが、変わっているんでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) 二〇〇〇年度の場合  
も、先ほど御説明がございましたように、財政法  
なり会計法なり、そういう法令に基づく一般競争  
入札の中で適正に執行をしたわけでありまして、  
けれども、先ほど来申し上げておりますように、この  
入札をいたします場合に、ライフサイクルコスト  
ベースでの数年に及ぶコストというものの価格  
評価をきちんとするとか、あるいは、要するに安  
ければ評価が高くなるというのが従来の仕組みで  
あったわけではございまして、除算方式と言ってい  
るんですけども、そういうものを見直して、技  
術なり性能評価とそれから価格点とを加算する  
と、こういうふうな形で見直しをいたしております  
ので、制度的には、先ほどの問題に対応できる

システムの見直しによって今年度からできるもの  
はやっていくと、こうなっておりますので御指摘  
のようなことにならないと思っております。

○辻泰弘君 十月二十五日に、総務省は物品等の  
分野における入札・開札システムの運用を開始さ  
れたというところでございまして。非公共事業の分  
野、物品等の分野においては、総務省が開発され  
たシステムを使って平成十五年度から全庁で実  
施する方針と伺っておりますけれども、そういう  
理解でよろしいですか。

○政府参考人(國宏明君) 御質問の電子入札・開  
札システムでございまして、十月二十五日から  
サービスにしております。これは電子政府、  
e-Japan構想の一環として総務省が中心と  
なっております。進めてきているものでございまして、今  
後、総務省以外の省庁におきましては平成十五年  
度に導入するというのをIT戦略本部で決定し  
ております。

こういう総務省が先行したソフトを現在稼働し  
ております順調にいたしておりますが、平成十五  
年三月ごろには完成したソフトを各省庁にお渡し  
して、十五年度中の全庁導入ということに進め  
てまいりたいというふうな考えでおります。

○辻泰弘君 先ほど申しましたように、総務省は  
物品等の分野における入札システムでは先陣を  
切っておりますけれども、それから公共  
事業の分野についてどうかということがあ  
るわけ  
でござい  
ます。

総務省の所管される公共事業は余り多くはない  
と聞かれましたけれども、しかし、考え  
方としては、その分野についての電子入札という  
ものも進められるべきではないかと思つたわけ  
ですけれども、総務省の所管される公共事業、また郵  
政事業所管の公共事業についてそういう考え方  
でいられるのかどうか、お聞きしたいと思いま  
す。

○政府参考人(大野慎一君) 実は、総務省本省そ  
のものが公共工事の入札案件を見ますと、昨年  
度、十三年度でございまして、一件、これも二千

三百万円のものでございます。それから、本年度現時点まで、十四年度でございますが、現時点までまだ一件でございますが、これも一億八百万円程度のものと、こういうことでございますので、先ほどお話ございましたような、私も総務省が開発をいたしましたこの物品の電子入札・開札システムを少しカスタマイズという工夫しまして、それを活用してやることで無駄なことはしたくないと、こういうふうな考えております。

○政府参考人(有富寛一郎君) 郵政事業の方でございますが、公共工事としての郵便局舎等の工事につきましては、平成十五年度半ばの導入、これを目指しております。庁内に推進委員会を設置したりして電子入札の円滑な導入に向けて準備中でございます。ちなみに、現在は平成十五年四月からシステム開発、委託を予定しております。そのための基本設計、実施設計を委託中でございます。

○辻泰弘君 国土交通省では、昨年十月から公共事業の電子入札を開始されていると聞いております。その執行状況について、件数、金額をお示しただけですでしょうか。

○政府参考人(門松武君) お答えいたします。国土交通省におきましては、入札に参加いたしますための移動コストの縮減とか事務の効率化、透明性のより一層の向上、これらを図る観点から、平成十三年度十月より所管する公共事業において電子入札を始めております。

初年度であります平成十三年度は、全体で約四万三千件の入札のうち九十九件、また契約金額で見ますと、全体で三兆円のうち七百三十億円余りについて電子入札を実施したところであります。今年でございますが、約二千件を電子入札で実施する予定であります。現在、十月末時点でございますが、六百六十件、金額にいたしまして一千八百八十六億円分を実施いたしました。

平成十五年度につきましては、電子入札の導入効果をより早期に発現させるためにこれまでの計画を一年前倒しいたしまして、すべての直轄事

業、約四万件でございますが、これを対象に電子入札を実施する予定でございます。

○辻泰弘君 今おっしゃっていただいたことでもありますけれども、政府のIT戦略本部は、電子入札を原則として二〇〇三年度までにすべての直轄事業で導入するという方針を示されているわけですが、公共事業における電子入札については政府としての標準的なソフトがあつてしかるべきじゃないかと思うわけでございます。

これは、国土交通省も、IT戦略本部に提出された資料にもシステム標準化の必要性ということコメントされているようですけれども、各発注機関のシステムが乱立すると、入札参加者が発注機関ごとのシステムに対応する負担が増大する、また各発注機関が重複投資することになり税金の無駄遣いと、こういう指摘があるわけでございまして、やはりシステム標準化の必要性というものが私は大事だと思っております。内閣官房の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(豊井俊博君) 御指摘のとおりでございます。そういう理由から国土交通省と他の公共事業発注機関が共同して国土交通省が開発したシステムを核とした標準的なシステムを完成させておられるところでございまして、内閣官房といたしまして、効率的なシステム整備を図る観点から、国土交通省を中心に開発されたこのシステムの普及に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○辻泰弘君 国土交通省の資料では、国土交通省が開発した技術、ノウハウを地方公共団体等に対して無償で提供中ということがございますけれども、これは、他省庁に対してもそういうことでやっていくという方針でしょうか、要請があればそういうことも応ずるといことになるんでしょうか、あるいは積極的にされてもいいと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○政府参考人(門松武君) ただいま御指摘のとおり、電子入札コアシステム開発のコンソーシアムと称しまして、関係省庁二十二団体、都道府県、

政令都市、政令指定都市合わせて百二十二団体、これらが一堂に会しましてシステムの標準化に向けて努力しているところでございまして、ここででき上がったシステムについては、できるだけ多くの団体に利用していただきたいというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 先ほど申しましたように、システムの乱立というのは、入札者の負担増大、重複投資につながる、無駄を招くということでございまして、システム標準化の必要性というのを私は思うんですけれども、是非総務大臣もそのことについて十分御理解をいただいて、他の役所にもこの分野についての、あるいは先導役だと思いたすので、国土交通省が持っているのが、それが絶対いかどうかはよく分かりませんが、それをできるだけ統一したソフトといえますか、標準的なものとして使っていくというようなことについて前向きにお取り組みいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) 辻委員の言われるとおり、やっぱりできるだけ各省横断的な調整をしたシステムを開発して、みんなそれに従ってやっていくと、それが無駄がなくなりますね。公共事業については国土交通省が約七割ですから、国土交通省が中心になってコアのシステムを作るところは何か付け加えなければ付け加えると、こういうことでやっていったらいいと思えますし、我々としても、是非将来の公共事業や単独事業は電子入札を中心にする。こういうことが談合等の防止にもなりますし、電子政府の大きなテーマとして推進してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 情報セキュリティのことについて一点聞いておきたいと思うんですけれども、自治体の実際担われる職員の方に対しての情報セキュリティ対策の研修ということをお考えと聞いておりますが、その予定、方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 今一番頭が痛いのは、電子自治体を一斉にやるというときに、地方団体の力というのが能力にやばらつきがありまして、それから、専門的な職員がたくさんおるところと余りないところとありまして、全体のレベルをどうやって上げるか。特にセキュリティが国民的関心の的ですから、これについて強い人材を是非養成したいと考えておりまして、全国各地でセミナーを開催する、それから、来月初めより二か月間、各団体の三名程度の情報担当者を選んでいただいてe-ラーニングをインターネットでやる、それぞれの職場でそれを見て研修してもらおう、それから、全国をまとめた集中的なセミナーみたいなものを考えておりまして、是非これから力を入れてやってまいりたいと、こういうふうに思っております。

○辻泰弘君 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○内藤正光君 民主党・新緑風会の内藤でございます。引き続き質問をさせていただきます。さて、まず最初に申し上げたいのは、この火曜日から審議入りいたしましたオンライン化法案、これは昨今のIT化の流れに沿うものであり、と同時にIT化をますます推進するものとして私は評価をさせていただきます、その上でいろいろ質疑をさせていただきます。前回の一般質疑、大臣も覚えていらっしゃるかと思います、オンライン化法案のベースとも言えるべき行政機関の個人情報保護法を取り上げさせていただいたわけなんです、私はこの二つの法案というのは車の両輪なんだろうと思えます。オンライン化法案というのは、やっぱり利便性の向上、国民サービスの向上、他方、行政機関個人情報保護法というのは個人の権利利益の保護。この二つの法案が、調和が取れ、ともに良いものになってこそ日本のIT化社会というのは健全なものとして発展していくんだろうと、そう私は強く思っております。

そこなんですが、改めてお伺いしたいんですが、この二つの法案、オンライン化法案と行政機関個人情報保護法、この二つの法案の関連性といえますか、役割分担、どういうふうに考えたいのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(大野慎一君) まず、行政手続のオンライン化法案でございますけれども、これは、従来の御書面でもいいわけですが、申請とか手続をオンライン化でもできる、可能にするというための法案でございます。

それから、御指摘の行政機関の個人情報保護法案、従来の行政機関の電子情報だけに限ってこの個人情報保護法を、紙情報も含めて包括的な形での行政機関の個人情報保護法案に全面改正して今御審議いただいております。これは、行政機関が個人の権利利益を保護するというためのもの、でございます。御指摘のとおり、オンライン手続が大変進んでいくという中で新しい行政機関の個人情報保護法というのは大切なものでございますので、両方相まってIT社会というものが発展していくべきものであると、こう思います。

一点だけ付け加えますと、現行法でも電子情報につきましても個人情報保護法というのが今あるわけでございますので、当面は一応レールが引かれている、レーンがあると。私も三法案出しておりますけれども、セキュリティにも気を付けて、個人の公的個人認証法案というのを付けて、オート三輪みたいな形できちんとレーンの中を走れるようにしているということでございます。

○内藤正光君 オート三輪ということは、まだバランスが良くないというふうに理解をさせていただきます。

やはり、車というのは四つ輪っぱがないと安定感においてちょっと物足りなさがあるわけなんです、それはそれとして、まず、前回もお約束したとおり、逐条的にいろいろちよっとお伺いをさせていたいただきたいと思うんですが、目的規定につ

いてお伺いをしたいと思います。

現行の個人情報保護法の目的規定を読みますと、いろいろ続くわけなんです、要は、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と、これ、現行法の目的規定です。それで、まだこちらの参議院にはかかっておりませんが、新法における、新しい改正法における目的規定はどうなっているかというと、「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と全く同じなわけですね。一言一句、この究極目的においては変更がない、変わりがなく、全くもって同じだと。現行法は、個人情報保護法とは言ってもコンピュータ処理に係る個人情報保護法ですので、この「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」というのは、私はそれはそれで妥当な目的だと思えます。それは認めます。

しかしながら、今回、この部分はどちらかというとオンライン化法案にゆだねられるんですよ。オンライン化法案の目的規定は、「行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする」と。この利便性の向上についてはそちらが引き継いでいるわけなんです。であるならば、こちらの個人情報保護法というのは、やはり個人の権利利益の保護に徹するべきじゃないのかと。私は、なぜ新しいこの改正法にこの部分が残ってしまったのかというのがどう考えても不可解なんです。逆に、これを残したことで保護法の意味合いを私はあいまいなものにしてしまうんじゃないかなという懸念があるんです。

そこでお尋ねしたいのは、なぜ改正法においてもこの「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」という部分を残そうとしているのか、お尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(松田隆利君) 法案の説明でございますので私の方から御説明させていただきます。現行法におきまして「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」、こういう規定、それを新法案にお

きまして引き継いでおるわけでございますが、この現行法の御審議の際に当時の高島総務庁長官からも御説明申し上げておりますように、法案のこの部分の説明は、あくまで個人の権利利益を保護することを目的とすることが第一義である、それを行政の適正かつ円滑な運営を図りながら確保していくと、このように読んでいただきたいということで御説明申し上げておるところでございます。こういう考え方は新しい法案においても引き継がれるべきであるということで同じような表現にしているわけでございます。

○内藤正光君 であるならば、あえてその部分を残す必要もないのかなという気がしてならないんですが。

なぜそんなことを言うかという、そもそも個人の権利利益の保護なくして行政の適正かつ円滑な運営なんというのはあり得ないわけですよ。ですから、どうもこの「つつ」を残すと衝突する場合があると、それを暗に言っているわけですよ。法律の目的規定そのもので、衝突したらどっちを優先させるかという議論がまた出てきちゃうわけですよ。

そういうことではないんだ、あくまでこれは個人の権利利益の保護、これを第一義的に考えているんだとさつきもおっしゃいましたが、改めてお伺いしますが、「つつ」と書いてありますが、並行して並べてあるだけじゃないんだ、あくまで第一義的には個人の権利利益の保護、ここを守るための法案なんだ、改正法なんだという理解でよろしいですね。

○政府参考人(松田隆利君) 正しく先生御指摘のとおりでございます。個人の権利利益の保護を図ることが主眼でございます。その前提としてその「図りつつ」という表現になっているわけでございます。主眼が個人の権利利益の保護にあることは先生御指摘のとおりでございます。

○内藤正光君 しつこいようですが、一つそれについてお伺いしたいんですが、なぜ残したん

ですか、結局、その部分を。  
○政府参考人(松田隆利君) 行政の適正かつ円滑な運営を図るというのは言わば当然のことでございます。そういう前提を図りながら、主眼としては個人の権利利益を保護するということがこの法律の目的であるということを説明したものでございます。

○内藤正光君 どうも正直言って、行政の円滑な運営を図るというのは、これは何もあえて書かなくても当然のこととして、この法律が何のための法律であるかと考えた場合に、そんなあいまいさを残すべきじゃないんだらうと私は思います。やっぱり法律の目的というのは大事なことです。後から解釈に相違が出るようなことがあつては大問題なんです。

でも、一応答弁で、これは第一義的には、「つつ」を残したけれども、あくまで個人の権利利益の保護を一番大事にするんだと。ちよっと、念のために大臣の方からも一言お願いします。

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関の個人情報保護法が何であるかといいますと、行政機関が個人情報保護法を扱いますね、それによつて国民の、個人の権利利益が侵害されないようなことの手続をいろいろ決めていくわけですよ。だから、個人の、個人といいますが、個人と書いていますね、国民個人の権利利益を守るための法律なんです。もう題名から言ってもそうですから、個人情報保護法なんだから。ついでに、それがきちつと保護されるのなら、二番目に行政の適正かつ円滑な運営があつてもいいと、適正かつ円滑な運営は国民の利益でもあるんですから、行政が不適正かつ円滑にやつたらこれは国民のマイナスですから。

まず個人の権利利益をちゃんと守る、守つた上で行政自身も適正かつ円滑に運営できる、これがもういずれも国民の利益と、こういう意味では収れんしておりますね。まあ同じ言葉でなくともよかつたんでしょうね。順列組合せを変えらるか、何かいろいろあつたと思えますけれども、まあまとまりがいいということそのまゝ使わせて

いただいたと、こういうことでございましてね。精神は、行政管理局長が言うように、個人の権利利益を守る、そのための法律だと、これは我々みんなそう認識していると思います。

○内藤正光君 はい、分かりました。その言葉、しっかりと守った上で、いつになるか分かりませんが、この参議院においての審議に臨んでいきたいというふうに考えております。

さて、次は、この行政機関個人情報保護法の、これは新しい法、改正法のみならず現行でもそうなんです、この制度管理の在り方について何点かにわたって質問させていただきたい。その際、防衛庁のリスト問題もあるわけでして、それも参考にしながらいろいろ議論を深めさせていただきたいと思いますが。

まず、個人情報の保護に当たって総務大臣の権限、本当にこのままでいいのかということ議論させていただきたいんですが、前回の一般質疑では、私は、現行法においてもまた改正法案においても構造欠陥を抱えているというふうに申し上げました。一つは、このネット社会、やはり総合的な責任主体がなきゃもう対応できない、これが一つ。総務大臣は、その際、単なる調整権限。二つ目は、基本的には各省庁に任せられていると。ただ、各省庁はその情報を利用するブレイヤーであると同時に、本当にこういう使い方をしているのかどうかを判断する審判、つまりブレイヤーと審判が同一人物なんですね。これはおかしいんじゃないか、これは構造欠陥ではないかというふうに指摘させていただいた。

それに引き続いて私は、やはりこれは公取委のような第三者機関が必要なのではないかということとを申し上げたら、大臣は、今の議院内閣制にはそういうのは余りそぐわないですとかいうことをおっしゃった。私はそれについてもいろいろ異論はある。だったら、公取委が現にあるわけでは、それはちょっとおかしいんじゃないかなとは思いますが、今回はちょっとそれは置いておいて議論をさせていただきたいんですが。

総務大臣の権限、どういうものがあるのか考えてみますと、現行法では第二十一条の資料提出や説明の要求、そして二十二条の意見の陳述があります。新しい改正法案においては余り変わっていないですね、条文の中身も。ただ一つ、一条増えただけですね。第四十九条、施行状況の公表。そして、五十条と五十一条が加わっているわけですね。条文自体も基本的には変わっていない。つまり、総務大臣の権限という点では私はほとんど変わっていないと思うんです。単なる調整の域を出ていないんじゃないのか、意見を述べるといったそういう域を出ていないんじゃないかなと思うんですが。

最初に確認をさせていただいたのは、やはりそれでも個人情報保護するという点において総務大臣の権限は十分確保されているという御理解ですか。

○国務大臣(片山虎之助) 言われますように、

今までの権限の、権限といいますが総務大臣の役割のほかに、個人情報ファイルの保有に関する事前通知を各大臣から受ける、法律の施行状況を調査ができるかとかということが付け加わってありまして、基本的には、内藤委員言われますように、資料の提出、説明の要求、意見の陳述と、こうなっておりますが、基本的には今の議院内閣制は、御異論があるかもしれませんが、それぞれの大臣が所掌について責任を持つ、それぞ

て本人自身もチェックができるようになっていて、自分の情報について。さらに、その扱いについて、いろいろ請求した場合に決定してもらったことに不服があるのならば不服申立てができる、情報公開・個人情報保護審査会が中立的、公正的な判断をする、それから総務大臣はいろんなことのほかに事後チェックができると、こういうことで全体を仕組んでおりまして、私はこれで機能しているんじゃないかと。

そこで、今回の個人情報の適正な取扱いの責任についても、当該個人情報を持つそれぞれの大臣、行政機関の長が責任を持つと、こういうことでございまして、基本的にはそれを守りながら、今回は、委員御承知のように、それぞれ本人の開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を規定し

て本人自身もチェックができるようになっていて、自分の情報について。さらに、その扱いについて、いろいろ請求した場合に決定してもらったことに不服があるのならば不服申立てができる、情報公開・個人情報保護審査会が中立的、公正的な判断をする、それから総務大臣はいろんなことのほかに事後チェックができると、こういうことで全体を仕組んでおりまして、私はこれで機能しているんじゃないかと。

特別の第三者機関を作る、そうなりますと、全部仕事について個人情報、くっ付いているんですから、その仕事の方はこっで個人情報の方だけこっちだというと、仕事と一体の個人情報ですから、それを分離しますと、第三者機関に、責任が大変あいまいになりますし、仕事についての個人情報について保護のためにチェックするということ、物すごい人が要りますよ。それから、地方出先機関なんかどうするの。

そういう意味では、各大臣に責任を持たせてそれをいろいろチェックしていく、本人もチェックできる、第三者機関も不服申立てなんかの場合には参画できると、こういう仕組みが適当ではなからうかと私は考えております。

○内藤正光君 では、防衛庁のリスト事件の一つのケーススタディーとしていろいろ議論をさせていただきたいんですが、まず防衛庁にお尋ねしたいのは、最終的に本事件では職員のどんな行為が違法だと判断されたんでしょうか、お尋ねします。

○政府参考人(宇田川新一君) 防衛庁におきますいわゆる情報公開開示請求者リスト事案でございまして。これは幾つかの事案が重なっているところと、ございまして。

まず最初に申し上げますのは、海幕情報公開室に勤務してました三等海佐、彼が個人の発意によりまして情報請求者の氏名、住所等のほかに情報公開業務に必要な範囲を超えた個人情報等を付加したリストを作成しまして内局、各幕の情報公開室担当者、海幕調査課担当者等にフロッピーディ

スク等を配付していた事案が一つ目でありまして。これにつきましてはどういう評価かと申しますと、この三佐の作成した情報請求者リストでありまして、これは行政機関電算処理個人情報保護法上の個人情報ファイルに該当します。例えば、受験者〇〇で失格の母とか、反戦自衛官といった情報公開業務と何ら関係を持たない個人にかかわる記載内容がございまして。

したがって、個人情報ファイルに記載される情報は当該個人情報ファイルの保有目的の達成に必要な限度を超えてはならない旨を定めた同法第四条第二項に違反するものであります。また、この三佐は、ファイル保有目的の達成に必要な限度を超えた内容を含む違法なリスト、これを内局、各幕情報公開室、海幕調査課及び海自中央調査隊に配付しております。

これは、個人情報の電算処理等を行う行政機関の職員はその業務において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないとする同法第十二条の規定に反するものであります。それから、また別な事案、空幕の情報公開室員、彼が東京地方調査隊員に対して開示請求内容に開示請求者の氏名等を加えた文書を配付していた事案がございまして。

これにつきましては、空自の情報公開室の三佐とその後任者が行ったわけでありまして、この開示請求書に記載された請求内容のほかに受付番号それから氏名をリスト化しまして印刷したものを東京地方調査隊に配付しております。

これは、個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないとする同法第十二条の規定に違反するものであります。それからもう一件、防衛施設庁施設部所属の情報公開担当の専門官、彼が開示請求書から転記しました開示請求者の氏名等を含むリストを作成しまして、一時期、防衛施設庁内のLANの施設部掲示板に掲示していた事案がございまして。これは、目的外の利用ということになりますので、同法第九条第一項に違反するものでござい

す。

○内藤正光君 三つの、三点の法律を犯していた、違反していたというふうには判断されたわけなんです。考えてみるに、現在もコンピュータ処理に係るとはいえ個人情報保護法があるわけなんです。にもかかわらず何でこんなような事件が起こってしまったのか、これは防衛庁並びに総務省にお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(山中昭栄君) 先般のリスト事業の事実関係あるいはその事実関係の評価、そういったものを分析いたしまして調査報告書というものを私も取りまとめしております。

その報告書の中におきまして、先般の事業について個人情報保護に関する教育、研修が十分に行われていれば、今、人事教育局長から説明がございました海幕三等海佐開示請求者リスト事業の未然防止や内局、陸幕、空幕リスト事業における混乱の回避が可能だったのではないかと考えられるという私どもの総括をいたしております。要すれば、今般の事業の根本は、大半の職員の個人情報保護に対する言わば認識の低さ、あるいは制度を運用する際のチェックの甘さがあったのではないかと考えております。

また、そもそも情報公開室は開示請求者の個人情報を取り扱う部署であるにもかかわらず、そこに勤務する者に対して法律の趣旨、内容等の教育、研修が十分に行われていなかったということから、同法を十分に理解している室員が少なかったというふうにも考えているところでございます。

○政府参考人(松田隆利君) 法律を所管する立場から防衛庁の件につきまして御説明申し上げますと、現在の行政機関個人情報保護法は、大型電子計算機等による個人情報の処理を念頭に置いた制度でございます。主に電算処理を担当する職員を対象に制度化されているわけですが、今日のようにITの活用が進みましてすべての職員がITにかかわるようになっていく、そういう中でこの現行法も適用されていくわけでございます。

して、そういう意味で、今、防衛庁からお話がありましたように、電算処理を直接に担当する職員以外の職員に対する制度の周知の徹底、これが必ずしも十分ではなかったのではないかと見ているところでございます。

今回、現行法を抜本改正いたしまして、新しい法案では保護の対象となる個人情報の範囲を行政機関の保有するすべての個人情報に拡大をいたしております。したがって関係する職員もすべての職員になるわけでございます。今後は新しい法案の早期成立をお願いしつつ、総務省といたしましては、ガイドラインの作成等とあわせて研修の実施等とセミナーの開催等々を通じまして個人情報の保護に関する職員の意識を高めることに全力を挙げていきたいと、こう考えております。

○内藤正光君 防衛庁の答弁は、率直に教育、研修が十分ではなかったと。総務省からの答弁は、この現行法はあくまでコンピュータ処理に携わる人のための法律であって、それがいつしかコンピュータ利用がどんどんどんどん増えていくというのを何となくちよつといかがな答弁かなとも思うんですが、新しい改正法案ではコンピュータに限らずすべての情報に網がくさるわけですから、やはり今まで以上に全般的に、あるいは全般的に教育なり研修なり、あるいは体制固めに努めていっていただかなければ問題は次から次へと出ていってしまうだろうと思えます。

ところが、この現行法ができて間もない、翌平成元年だったと思いますが、当時の総務庁の事務次官通知として、個人情報の安全・正確性確保の措置に関する指針というものが出されているかと思えます。その中では、管理体制をこうしろとか、あるいはまた研修をしっかりとせよと。管理体制の中では、監査を定期的に行いなさいというところもいろいろ出ているわけなんです。監査といえは、当然のことながら、常識的に考えれば毎年一回はやるもの、そしてそれに対する結果は監査報告という、そんな形式張ったものでないし

ても、ちゃんと記録に残る形で残す、これは常識だと思えます。

まず、今日防衛庁にお伺いしたいのは、いろいろあるんですが、監査は行ってきたんですか。

○政府参考人(山中昭栄君) 私ども、いわゆる行政機関として個人情報等を電算処理をするということから、これは各機関ごとにシステムの管理運営要領等を定めまして、必要に応じてデータ管理とかアクセス制限、こういったものを行ってきたわけですが、率直に申し上げまして、いわゆる個人情報保護法に基づく個人情報の安全、正確性の確保という観点からの監査を定期的に実施してきたかということになりますと、率直に反省をすべき点があったというふうには考えております。

ただ、先般のいわゆるリスト事業の根本には、先ほども申し上げましたが、個人情報保護のチェックの甘さがあったということから、これはあくまでも情報公開制度の運用という場面でございますが、個人情報保護のチェック体制の充実を図るということで、情報公開業務を取り扱うセクションとは別のところで、各機関の要員等も集めて複数の検査チームを作つて検査を実施をするという形にいたしましたところでございます。

○内藤正光君 率直に、監査は行つてこなかったとおっしゃったわけですが、そして研修も十分ではなかったと。でも、よく考えてみますと、今回たまたまLAN上に載せてしまったから引つ掛かっただけであつて、もしかしたら同じような、事の本質は全く同じようなことがコンピュータ以外のところでもいろいろ通つていたかもしれない。

確かに、現行法ではそれは対象外ですと言われるかもしれないけれども、国民の情報が知らないうちでいろいろな形で国に加工されたり、何かいろいろ受渡されたりということがあつて、私はどう考えても国民は安心して行政のオンライン化という方向、流れを受け止めることができなかったというふうには思っています。

そこで、ちよつと教えてください。同じく防衛庁なんです。監査は率直に言つて余り十分には行つてこなかった、研修も行つてこなかった。ところが、平成元年、総務庁の事務次官通知ということで出ているんですが、なぜ事件が発覚する前のこの十数年間にわたつて余りこういうことを守つてこなかったんですか。事務次官通知というのはそういうものなんですか。

○政府参考人(山中昭栄君) 先ほども申し上げましたが、いわゆる私も行政機関として情報を電算処理をするという観点から、個人情報を含めた各種情報の管理、安全、正確性の確保という点に留意をいたしまして、これは、例えば各幕僚監部でありますとか防衛医科大学校でありますとかの各機関ごとにシステムの管理運営要領等を定め、できるだけ適正な運用が図られるように努めてきたつもりでございます。

ただ、情報公開制度の運用という場面におきまして、その個人情報の取扱いについて法の趣旨にそぐわない運用がされたということについて反省をし、そういう事実が再び生じないようにいろいろ再発防止等の方策を講じていきたいというふうには考えているところでございます。

○内藤正光君 総務省にお尋ねしたいんですが、現行法が施行以降十数年間、各省にその遵法精神を徹底させるためにどんな取組を具体的に行われてきたんでしょうか。

○政府参考人(松田隆利君) 現行制度の周知徹底でございますが、私どもとしては、一つに、個人情報保護をテーマにしまして、全国に機関またがってありますので、各地方ブロック単位のセミナーですとか、そういうものを開催して法律の確かな運用を各省庁に要請をしていく、あるいは全庁による連絡会議等を通じて法律の趣旨を徹底していくということがこの間やってきているところでございます。

また、毎年度、施行状況調査を行つておりまして、ガイドライン等でお示しいたしました安全委員会とか、あるいはそういうものが入っているわ

けであります。各省においてその安全性、正確性を確保するための整備状況等について調査し、そして公表しているわけでございます。

現在、個人情報ファイル保有する機関が三十行政機関ございますが、そのうち十七行政機関は独自の規定を整備されておりますし、残りの十三機関も総務省のガイドラインを参考に運用されております。そういう状況を毎年度、施行状況調査において確認していくと、そういう取組を行ってきたところでございます。

○内藤正光君 総務省としては、この法案の、法律の所管省庁ということでいろいろな取組をされていると。いろいろおっしゃったわけなんです。現状として、多分答えにくかったと思うんです。実際そういう取組をやっているが、実は各省庁にその精神が、総務省の思いが現実としては伝わってはいなかったと。

ということは、現状では今までの取組を決して十分だというふうには考えていませんね。

○政府参考人(松田隆利君) そのような取組をしてまいりまして、平成元年からの現行法の施行でございまして、同法以来、この現行法に問題になるような事態がなかったわけではございません。

今回、防衛庁の問題が起こったわけでございまして、私どもとしては、この際、改めて現行法の趣旨を徹底するような取組をいたしておりますし、さらに、抜本的な制度上の改革ということで新しい法案を提出させていただいて、個人情報保護意識の更なる向上に努めたいということとでいろいろお願いいたしているわけでございます。

○内藤正光君 一回こっきり、一回だけにします。が、こういうのは、ただ、幾らやると言っても、法制度の枠組み自体が余り変わっていないわけでは、総務大臣の権能というか権限もさして新しい改正法案で大きく変わっているというふうには見えていないんですね。

今おっしゃったその思いがどこまで本当に実現

できるのか甚だ心もとないんですが、これはもう大臣のリーダーシップでもって、現行法においても、また新しい改正法が成立したとしても、じつくり今回のことはもう謙虚に反省をして、二度とこういうことが起こらないように努めていただきたいんです。

そう申し上げた上で更に続けるわけなんです。が、今度は宇田川局長にお尋ねしたいんですが、先ほど防衛庁の職員はどういう行為が違法と判断されたのかと、それに対して、三つの法律に違反している、三項目に違反しているということをおっしゃったわけなんです。それは、それは個人が特定できないから違法じゃないというふうに判断されたかと思うんです。ところが、専門家にい

れば、同じ防衛庁の中にそれと対照可能なリストがあるわけでは、あるならば、これはもう個人情報そのもののじゃないのかというふうな解釈をされている、専門家は。

その上でお尋ねしたいんですが、防衛庁も宇田川局長も、新聞でお答えになられているかとは思いますが、なぜインシアル表記のリストの件については違法ではないと判断されているのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(宇田川新一君) 御指摘の、インシアルだけであつたとしてもほかの情報と容易に照合できる、ほかの情報と照合できれば個人が特定できるのではないかと、こういう御質問だと思うんですが、元々、行政機関電算処理個人情報保護法は、行政機関における個人情報の電算処理の進展にかんがみまして、個人を識別できる情報を体系的に集積した個人情報ファイルを対象としているものであります。

御指摘のインシアルでございしますが、開示請求書のインシアルや区分、これはマスコミとかオンブズマンとか書いたものがあつたわけでありまして、これが記載されていますけれども、これだけでは特定の個人と識別できませんし、また、ほかの情報と容易に照合して当該個人を識別できると

いうものではないという判断をしたわけでありまして。

おっしゃる通りに、別に請求者のリストがございました。このリストを見れば当然のことながらインシアルで特定できるわけでありまして、この個人情報請求者のつづりにつきましては、これは厳重に保管されておりまして、担当者以外はアクセス、接近できないということが分かりましたので、容易に判別できないというふうに判断したわけでありまして。

○内藤正光君 調べた結果、容易にアクセスできないことが分かった。言われて分かった、調べた分かったということでも、担当者はアクセスできるわけですね。担当者を通じていろいろ照合が可能なんじゃないですか、局長のおっしゃりたいことは、容易に照合できないからこれは個人情報じゃないですよということをおっしゃりたいんだと思うんですが。

じゃ聞きますが、容易にという、この容易というのが一つのキーワードになるかと思いますが、一体、容易が容易でないか、どうやって判断するんですか。

○政府参考人(宇田川新一君) 容易かどうかというの、やはり当然、その情報公開の担当者は職務上それにアクセスできないと仕事ができないわけでありまして、彼がそれを見るのは問題ないと思いますが、その他の関係のない者あるいは知る必要のない者が、業務上知る必要のない者がアクセスできる場合には、やはりそれは容易に照合できるというふうに判断できると思います。

○内藤正光君 私は、何も重箱の隅をつついていろいろな質問をしているわけじゃないんです。容易にというのはどこに書き込まれているかということ、定義のところですね、第二条の定義ですよ。私は、冒頭、目的を扱いました。法律の目的とか定義というのは一番根幹なんですよ。これが揺らぐと、解釈が揺らぐと法律そのものの実効性がクエスチョンマークになっちゃうんですよ。局長、何かいろいろつらつら述べられました

が、どうも容易にアクセスできるかどうか、容易に照合できるかどうかというものの判断基準が私は余りにも不明確だと思つていまして、少なくともいうふうには聞かえないんです。少なくとも、そうなるべくと、本当に法律の実効性について、今、総務省に、ちょっとごめんなさい、これ、本当に突然なんです。が、答えられたらお答えいただきたいんですが、総務省もこの定義についてはいろいろかわつていっていると思うんですが、何か一つの基準というのをお持ちですか、この定義に関する。

○政府参考人(松田隆利君) 容易にということの説明でございまして、私どもの方でこの法律のコンメンタールを作らせていただいております。でございますが、本法の対象とする個人情報、磁気テープ等に記録された個人情報そのものから本人が識別されるものであることが原則でござい

ます。しかし、当該情報のみでは本人が識別できない情報でございまして、一定の条件で検索をして、番号を抽出して、その結果をその番号別の氏名ファイルと照合する、そういうことによつて容易に本人を確認できるような場合などは、本人が識別できる個人情報と検索したのと同様であるから本法の対象とするという説明をいたしております。

基本は、この磁気テープ等に記録させた個人情報、これが正にこの規制の対象になつておりますので、それを基本といたしますと今のよう説明になろうかと存じます。

したがって、逐一文書等によつて他の機関に照会しなければ個人が識別できないような、そういうようなものは容易に照合することができない場合には当たらないのではないかと説明をいたしております。

○内藤正光君 恐らく総務省さんもこの問題、気付かれています。というの、なぜかというの、改正法案でこの容易という言葉は消えているんです。余りにもこの容易にというのが定

義としてふさわしくないということは分かつていたから消したんだと思います、今回の行政機関個人情報保護法では、でも、これについてはまた後からやっていたいと思うんですが。

ちよつとそこで、また改めて総務省にお尋ねしたいんですが、防衛庁さんも先ほどお答えになられたように研修が余り十分ではなかった。どうも私には、いろいろお答えになられていますが、この定義にしろ何にしろ、まだ法解釈が何か統一されていくには思えない。そして、その結果としてリスト問題が起こってしまったんですが、これ、冒頭した質問と、繰り返されるかもしれませんが、同じになるかもしれませんが、一体こういう問題、究極的には、防衛庁のリスト問題なんです、運用の問題で生じたのか、あるいはまた法律そのものの問題で生じたのか、できれば大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 容易になんというの、なかなかこれは、客観的にはいろいろ言っておりましてけれども、やっぱり法律用語で使うとなかなか問題があるかもしれませんが、容易に、これは主観的要素と客観的要素があるんですよ。技術的要素と状況的要素もありますね。だから、そういうことで今回はそれがなくなつたんだらうと思います。

今回の防衛庁の問題は私は運用の問題だと、こういうふうに思っております。今、官房長や人事教育局長さんのお話を聞きました、今は電算処理の職員だけですから、その少数のかかわつていた職員さんも認識が甘かった、それから、普通の職員さんというが、それ以外の職員さんもこのところの同じく認識が甘かった。そういうことで起こった問題でございまして、やっぱり時代が変わつていくんですから、それから、IT時代になると個人情報というのは幾らでもそれこそ容易にいろんなところで取れるようになるわけですから、そういう意味では、やっぱりみんな、かかる職員、その他の職員もすべて認識を変えてい

く、こういうことが必要だろうと思ひますし、行政機関個人情報保護法を早急に通していただければ、我々としては全力を挙げてそういうことでの働き掛けをしてまいりたいと、こういうふうにしてまいります。

○内藤正光君 現行法においても、また、いつになるか分かりませんが、新しいこの改正法がもし成立した場合には、この運用の問題、徹底して気を付けていっていただきたいと思いますが。

さて、また松田局長にお尋ねしたいんですが、先ほどお伺いしまして、平成元年以降ずっと努力を、この法の精神が各省庁に徹底されるように努力を続けられてきて、そして防衛庁のリスト問題が発生して以降も一生懸命頑張られたということをおっしゃつたわけなんです、ところが、原子力安全の保安院の問題がまた出てきてしまつていふんですね、原子力発電所のトラブル隠しに絡んで。

詳しいことは言わなくてもお分かりいただけるかと思いますが、これ、コンピュータを使つていないという点では防衛庁のリスト問題とは違ふんですが、事の本質としては防衛庁のリスト事件と何ら変わるものじゃないと思ひます。本当にやつていふんですが、徹底してやつていふんです。

○政府参考人(松田隆利君) この原子力保安院の東電の問題につきましては、私も詳細は承知いたしておりますが、平成十二年に発生した事案であると聞いております。そして、聞くところによりまして、現行法の行政機関電算処理個人情報保護法で言う情報ファイルではなくて紙ベースのものと思はれるわけでございます。

したがしまして、基本的には法の対象の議論にはならないわけでございますが、こういう紙ベースの個人情報保護の問題を今日の正に保護意識として高めていかなければならないという状況に來ているわけでございまして、この間、努力いたしてきていふところでございまして、新しい抜本的な法案を出して、正に新しい個人情報の保

護意識の高度化を図りたいと思ひしてるところでございます。

○内藤正光君 今の答弁ですと、今の現行法はコンピュータ処理に係るものだから、紙ベースだとか口頭だとか、そういったものは関係ないですよというふうにししか聞かえないんですが、ところが事の本質は同じなんです、事の本質はね。

法律は、今、コンピュータ処理にしか係らない、紙には係らない、だからまだ関係ないですよというの、私は答弁としては全くもつてちよつと聞き捨てがならないんですよ。やはり防衛庁のあのリスト事件、反省したんだつたらば、もうそれを先取りする形ででもいいですから、やはり言うまでもなく事の本質は、何度も繰り返すように事の本質は変わつていないんですよ、同じなんです。私のもつと周知徹底を図るべきじゃないかなと思ひますが、それでもやはりまだ新しい改正案の成立を待たなきゃいけないと言ひます。

○政府参考人(松田隆利君) この防衛庁の問題を踏まえまして総務省としましては、これまでの努力に加えまして、八月六日に全庁による連絡会議を開催いたしまして現行法の趣旨の再徹底を行つたわけでございまして、そのときには当然、新しい行政機関個人情報保護法の考え方を踏まえて、今後、防衛庁のような問題が生ずることのないように徹底をいたしてるところでございます。

同時に、八月二十八日には、私の方から各省庁の官房長あてに、同趣旨の法の厳正な運用に努力された旨の通達を出させていたいただいております。個人情報保護意識の向上努力に各省取り組むようにお願いをいたしているところでございます。

○内藤正光君 局長の方から各省庁に通達とか通知とか出されたと言ひますが、私も幾つかそういうのは持つていふんですが、紙切れ一枚ですよ、送るだけですよ。これで本当に総務省のその思いが各省庁にどこまで徹底が図られるかとい

うと、私はそうはならないだろうと、紙切れ一枚で、それが証拠に、何度も言つて防衛庁さんには大変恐縮なんです、平成元年以降、総務省さんの取組にもかかわらずあいつ事件が起きてしまつたわけですから。

私は、こういうことを考えてみますと、やっぱり究極的には第三者機関が必要だと思ひますが、それをちよつと百歩譲つても、やっぱり私は総務大臣の権限が、法に明記された権限が弱過ぎるんだと思ひます。それに対して総務大臣は、もしかしたら、いや、これは議院内閣制だからそれだけの行政の長の責任においてやつてもらふとおっしゃるかもしれませんが。

ただ、そこでちよつと私、一つ問題提起させていたいただきたいんですが、とはいふものの、政策評価法、そういう法律があるかと思ひますが、これでは明確に、総務大臣の他省庁への勧告権とか、それでも言うことを聞かないんだつたらば総務大臣への意見具申権が明記されているわけですよ。省庁に対して言うことを聞けど、それで言うことを聞かなかつたら、もうその次は総務大臣に意見具申をしてしかるべき対応を取つてもらふという、そういうのがしつかりと十七条に書き込まれていふわけですよ。

私は、そこまであればいいんだとは思ひますが、なければいけないんじゃないかなと思ひますが、それに対する総務大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(片山虎之助君) 個人情報の取扱ひに關します私どもと申しますか総務大臣の意見陳述権は、これは法に適合しているかどうかという観点で、そこでこれは法に適合していませんよ、法に觸れていふんですよ、こういうことを言うあれなんです。だから、それについての考え方が本来は差があつちやおかしいんですよ。法の番人として、法の適合性についての御注意を申し上げる。政策評価の方は、御承知のように、中期目標、中期目標とは言ひませんが、一定の政策評価を行いますよ、事業や施策や政策について。それに

ついで評価をやる場合に、余りばらばらになつちやいかぬのです。だから、私どもの方に横断的に調整する権限を与えているんですよ。それについて内閣総理大臣、場合によってはこちらへ意見を具申して直してもらつと、こういう手続を取っているんで、政策評価と今回のこの個人情報保護はそこが違ふんだと思います。

法律に合っているかどうかの審査だけ。評価というのは、これはいろんな評価がありますから、その評価の内閣としての統一性を図って調整をして総理に申し上げると、こういうところですか。法律じゃありませんね、勧告ができる、こういうことですから、そこが違ふんだと私は思います。そういう意味では、内藤委員から言わせると、政策評価については総務大臣の権限が強いんじゃないかと。それは強いんです、強いんです。

今までも、これは行政監察で昔やっておつたんです。それを行政評価監視という仕組みと政策評価と二つに分けたんです。行政監察を、そこで、行政機関政策評価法という法律を通していただきまして、去年ですね、それで今年の四月から法律を施行してやっております。これはやっぱりそういう意味での、何といひますか、法律というより政策的な色彩が大変強いものですから、内閣としての、そういう意味で強い権限を与えていると。個人情報保護の方は、今言いましたように、法律に合っているかどうかということを主眼にしている、この違いだと思っております。

○内藤正光君 ならば、大臣の率直なお考えをお聞かせいただきたいんですが、今までのいろいろ議論してきたわけなんです。松田局長自身がこの平成元年以降、この総務省の思いとかそういうものが各省庁にしっかりと浸透するように御努力なされているということをお聞かせいただきたいかと思うんですが、実際、そういった総務省の思いがちゃんと各省庁に正しく伝わっているというふうにお感じになられていますか。

○国務大臣(片山虎之助君) 時代がかなり変わっ

てきています。それは、情報だとか個人情報だとか、そういうことの扱い方、質、量が相当私、変わってきていると思うんです。だから、そういう意味では、今までは、コンピュータ処理だ、ちゃんとやるときやいいというのが昔の法律ですよ。しかし、そうじゃなくて、情報全部について個人のいろんなプライバシーを守つていう、セキユリティーを確保してということ、こういうことになってきましたし、それから情報処理ということが行政の中で大変なウェイトを占めてきています。

そういうことの中で、やっぱり時代が変わる、仕組みが変わるのに扱う職員の方の認識が変わらないんですよ、余り変わっていないんです。だから、そこにずれが出て、私は、防衛庁さんには申し訳ないけれども、そういう問題が起きたんで、そこはやっぱり意識を直してもらわないと、認識を変えてもらわないとなかなか難しいと思います。で、新法がもし通れば、すぐ新法と言うじゃないかと。新法が通るんですが、新法が通りましたら、ガイドラインを作ったり、セミナーをやったり、責任者をつきつかり決めたり、いろんな手だてを考えて、新しい法律の実効性が上がるように考えないといかぬと思います。

今までと同じで、何やってんだと、こういうことになりまして、国民の皆さんから見てもやっぱり信頼を失うと思うんですよ。そういう意味では、是非しっかりとやっていきたい、こういうふうにして思っています。

○内藤正光君 ちよつとその点についてもう一つだけお聞かせいただきたいんですが、大臣のお考えを。

今まで以上にこの情報保護の実効性が上がるようにということ、総務省としてはガイドラインを作られたりとか、いろいろな方策を作られると。それを更に一歩進めて、各省庁にしっかりと伝わるようにということで、私は何も法改正云々なんて言うつもりはありませんが、例えば閣議決定あるいは閣議了解を取る、そういったお考えは

おありですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 閣議決定というのは内閣としての意思決定ですよ。これは今の議院内閣制では一番重いわけで、閣議決定が内閣の意思を決めるんですからね。

だから、これから、この新しい法律もいざれ通していただけたらと思いますし、そういうことの中で、行政機関としての個人情報保護をどういう考え方でやるのか。場合によつたら、閣議了解、閣議決定を考へることも検討したいと思ひます。

○内藤正光君 本日に国民が安心するように、できるうちにやはり内閣の意思の統一を図つていただきたい。そのために私は閣議決定を行うべきだといふふうに思ひますので、是非強くお願いを申し上げます。

時間もあと残すところ五分でございますので、最後、罰則についてお尋ねしたいと思ひます。

正直申し上げまして、罰則を付けるべきだ云々なんて議論があります。もしかしたら野党でいろいろそういう議論があるのかもしれない、今、修正に向けた。私は知りません。ただ、私は、罰則よりもやはりこの場合は国家公務員法に基づいて処分の方が妥当なんだろうといふふうに思ひます。

それはなぜかといふと、いろいろ理由はあります。一つは、罰則となると、やっぱり法の解釈がちゃんとしっかりといていかなければいけません。いろいろありまして、実効性が果たして上がるんだろうかという問題、懸念もあります。それに対して、国家公務員法に基づく処罰の方がやはり柔軟であり、迅速であり、適正な対応がタイムリーにできるんだらうといふふうに思ひます。そういう意味で、私は、個人的には罰則よりも国家公務員法に基づく処分の方が妥当なんだろうと。特に、この個人情報保護においてはそちらの方が妥当なんだろうと私は思ひます。

そう思ひながら、今回の防衛庁のリスト事件に絡む処分、あれ、あの事件が社会に与えた影響だ

とか、あるいはまた国民の行政に対する信頼を失墜させたという、そういった諸般のことを考えると、私は余りにもちよつと処分が経過するんじゃないかと正直、率直にそういうふうな思ひます。そういうことを申し上げた上で、ちよつと人事院さんに最後にお尋ねしたいんですが、人事院、御遠慮もあろうかと思ひますが、この処分に関しては法律にちゃんと人事院の強い権限は明記されているんです。すなわち、そういうこともあつて、またさらに、職員の情報保護に対する意識の向上を図るために、私は、人事院が中心となつて関連省庁とも連携を取つてこの処分の在り方、しっかりと検討すべきじゃないかなと思ひます。いかがですか。

○政府参考人(平山英三君) 懲戒処分についてのお尋ねでございますが、職員の服務を統制し、また不祥事が発生した場合の調査や懲戒処分を行うことは、一義的には部内の事情に通曉し、事実関係を十分に把握し得る立場にある各省庁において諸般の事情を考慮して行うべきものであります。御指摘の個人情報保護違反事案に係る懲戒処分につきましても、各省の任命権者において事実関係を正確に把握した上で厳正に対処し、再発防止に努められるべきものと理解しております。

ただ、一方で、人事院といたしましては、懲戒処分を厳正に行うという趣旨から、処分量決定の参考に供することを目的として懲戒処分の指針を作成し、各省に発出していただいております。

この懲戒処分の指針につきましては、社会状況の変化等に応じた見直しを行つており、例えば、近年ではセクシュアルハラスメントに係る標準例の追加ですとか、飲酒運転に係る罰則の強化に伴う交通事故・交通法規違反関係の改正など、必要な追加、改正を随時行つていただいております。

先生御指摘の点につきましても、行政機関における個人情報保護の重要性を十分に認識の上、懲戒処分の指針における標準例を充実するなど、懲

戒処分がより一層厳正に行われるよう必要な検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○内藤正光君 いろんな懲戒処分の過去の事例を見ますと、セクハラだったりとか飲酒運転だったりとか、明らかに個人の責任に帰することができるとは思いますが、この情報保護を侵した場合とかそういうものに對してはちよつと事例が見当たらないんです。

そこで、人事院さんじゃなくて今度はちよつと総務大臣にお尋ねしたいんですが、覚えていらっしゃるかとありますが、中谷前防衛庁長官とのやり取りで、罰則がないから適切な重い処分ができないんだという長官に對して総務大臣は、そんなことはないんだ、ちゃんとそれとは独立してしっかりとそれなりの相当の処分を下すべきだということをおっしゃったわけなんです、総務大臣の立場でひとつ大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます、その処分の在り方について。

○国務大臣(片山虎之助君) この前、中谷防衛庁長官答弁は、何かはつきりは言われなかつたんだけれども、今罰則がないから処分がこうなつたみたいなのを言われたから、それは違ふと。罰則は、国家公務員法、自衛隊法で罰則を掛けられるんですよ、守秘義務違反ですから。だから、今の法律に罰則がないから懲戒処分の方に影響があるというのは、これは間違ひだと申し上げたんです。

ただ、懲戒処分は、今、人事院の局長が言いましたように、これは懲戒権者は防衛庁長官ですから、事実が一番お詳しいわけですから、そこで懲戒権者として、このくらいである、こういう判断をしたわけ、それは私は尊重せにやいかぬと、こう思っております。

また、罰則について今の国家公務員法と自衛隊法で十分だと、行政機関個人情報保護法に罰則を入れなくてもいいという内藤委員の御意見は全く私も同じでございますね。罰則というのはパランスがあるんですよ。それから、やっぱり犯罪に

對する罰則ですから、構成要件該当性というものがしつかり法律上これが確立しないと安易に罰則と云えないんです。そのところで私はなかなか難しいということはずつと国会でも申し上げてきました、今、内藤委員のお考えを聞いて我が意を得たりでございますので、ひとつよろしく今後ともお願いいたします。

○内藤正光君 IT社会の健全な発展のために是非ともこの法案、大事でございますので、運用も大事でございますので、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

○山下栄一君 三十分程度質問させていただきたいと思ひます。  
我が党は電子政府、行政の電子化、進める立場でございます。しかし、私は、世の中が便利になるとモラルが低下すると、こういう非常に二律背反の面が厳然と人間の社会にあるというふうに思ふわけです。

(委員長退席、理事景山俊太郎君着席)

したがって、先ほどもこの法案の審議の中で国民の不安感の話があるわけですが、行政手続のオンライン化、確かに便利になる、しかし一方で国民の不安そのものが拡大していくという、それをいかに解決していくかということが大きな課題であるというふうに思ふわけです。そういう意味で、個人情報保護法という基本法、これはしっかりと裏打ちされなきゃならないと。

ただ、残念なことに、これがいろんなことで滞っているような状況でございますけれども、このことはこのこととして、きちつとやはり与野党挙げて一致すべき点を努力しながら進めていくべきだというふうに思ふわけですが、今回のオンライン化法によりまして、住基ネットワークの使途が拡大される、行政事務が九十三から二百六十四に増える、個人情報保護の関連から不安がある、そしてまた国による個人情報管理が強化されるのではないかと懸念、こういうことになつておるわけですが、  
元々この住基ネットワークシステムそのものに

できる限りの個人情報保護措置を講じているということになつておるわけでございますけれども、このことについて、法令面それから技術面、運用面、それぞれ個人情報保護の観点からきちつと措置を講じているということを御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(片山虎之助君) 住基ネットシステムは、いずれも十分な個人情報保護措置を講じているということは何度も申し上げてまいりました。もう一遍これを整理して申し上げますと、一つは、この住基ネットの情報は四情報でございます。氏名、住所、性別、生年月日、それに住民票コードとこれらの変更情報に限定いたしております。それが一つ。

それで、これは全部、全地方団体を結んでおりまして、指定情報処理機関として地方自治情報センターがあります、いずれも閉じた回線です。専用回線で、しかもそこには、今この市町村でも住民基本台帳はコンピュータ処理しておりますけれども、そこから今言った四情報だけ抜き出しましてコミュニケーションサーバーというのに、そのコミュニケーションサーバーを、ファイアウォールを両方に付けて、出入りを禁止したファイアウォールを付けて閉じた回線で結んでおつて、しかも、その通信の内容は暗号化しているんです。それがその次でございます。

それから、利用目的は法律で限定しておりますので、利用できる行政機関も限定しているんです。だから、それ以外一切使えないんです。民間の利用は認めない、名寄せ、マッチングは認めないと、こういうことでございまして、目的外利用はもちろん認めない、こうなつておりますし、かわる職員は全部その職員であるということを証明しなければタッチできないようにしていますし、その職員が秘密を漏らしたら守秘義務を普通の倍にしておるんです。

そういうことでございまして、我々としては、一応技術的にも制度的にもそういう仕組みを取っております上に、いったん緊急のときには停止で

きるような緊急時対応計画というのでも作っておりますし、それから、私どもの方に本部を作っております、これをチェックして緊急時にすぐ対応する、若松副大臣を本部長にしまして、そういう緊急対策本部がありますし、また、これについていろいろ技術的なことを含めて御意見を賜る住基ネットワークの調査運営委員会というのを作っております、住基ネットについていろいろの御意見があつた先生方も全部入つていただいております、そこでいろいろの御議論しておりますし、それから、今、施行後四か月ですけれども、抜き出していろいろなチェックといいますか、それをやつておりますし、今後とも計画的な監査をやつていこうと、こう思つておりました。八月五日からは一次稼働ですから、二次稼働というふうなものですから、そういうつもりでございます。

どうも一番我々としては不十分であつたのは、国民の皆さんに対する説明責任を完全に果たしていないということですよ。その辺、一杯やつているんですよ。一杯やつても分かつたらわにやしようがないんですよ。分かつてもらうというのの結果責任なんです。これだけやつてこれだけやつてと言つても分かつてなきや一緒なんですよ。やつていないのと同じなんです。そこで、これをどうやってやるか。今後とも大いに、まあ来年の八月までありますし、我々としては、今後とも努力していきたい、効果が上がる、分かつてもらう説明責任を果たしていきたいと、こういうふうに思つております。

○山下栄一君 結果責任、今おっしゃつたとおりだというふうには思ひますので、この委員会でも何度も繰り返し大臣おっしゃつておるわけですが、けれども、その大臣の思いが伝わるような努力を是非、陣頭指揮でお願いしたいというふうに思ひます。

次、電子証明書の件ですけれども、電子証明書を受けたいと、こういう人は自ら役所の窓口に行つてそういう手続をするわけですが、そ

のときに窓口で備付けの機械を使って自分で操作して、そして作成するということになるわけですが、これも、この機械そのものを使いこなせないといこれは目的は果たせないわけでございますので、お年寄りや障害者にも簡単に操作できるような機械をやはり備える必要があるというふうに思うわけですけれども、どんな機械が想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(大野慎一君) 議員御指摘のとおりでございますが、かぎペア、決して分かつてはならない秘密かぎとそれから公開かぎ、これ、かぎペアですけれども、これを御本人のICカードに入れるためにかぎペア生成装置というものを使うわけですが、これは一種の乱数番号を打ち出すようなコンピュータと申すていただいたらいんだとくこれはまずいので、あくまでも御本人がばつばつと乱数を打つていただくようにやっていた方がいい方が安心だと。

したがって、分かりやすく言いますと、タッチパネルで、例えば三、五、六とパネルばんばんと押しさえすればいい。ICカードを突っ込んでいただいて、とにかくそのタッチパネルの適当な数字をばつばつと押しさえすればいいように、どなたでも、高齢者の方でも使いやすいような装置でなければならぬと思っております。

○山下栄一君 この電子証明書の交付手数料の件、これも何度が取り上げられておりますけれども、これはもうできるだけ利用料は普及のために安い方がいい。

(理事景山俊太郎君退席、委員長着席)

どれぐらいの金額、いろいろ考えておられるようですが、それお示ししていただきたいと思いますと同時に、これ三年たつと更新ということになるわけですけれども、更新するときに以前の手数料よりも安くなくなっていくような、そういうことも配慮も必要であろうと。三年前と同じ手数料であればもう更新やめようかと、こういうふうなことになるように、更新するたびに手数料そのもの

のも低減化していくというふうなことも考える必要があると思うわけですが、その点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(大野慎一君) 電子証明書は市町村の窓口で御本人確認していただきまして、発行する名義人は知事でありまして、電子証明書の発行手数料は地方団体の収入になると、こういうことであります。暗号技術などの進展もありましてから余り長い有効期間ではないということは一応三年というふうな法律案ではなっておりますけれども、有効期間の間であれば電子証明書は何度でも使える、ICカードに入った形で何度でも使えるわけで、そのときに手数料を払っていただければいいんですけれども、私どもは、この趣旨が行政手続に使っていただく、御本人の署名であるということを確認するためのものではないかと、その中で使っていくわけでありまして、できるだけ多くの方が電子証明書を持っていたことが必要でありますので、これはもう安いにしたことがない、こう思っています。できれば手数料を五百円ぐらいにできないかと思っております。

しかしながら、これは各県の知事さんが電子証明書の発行の仕組みをどう構築するかにも懸かっていますので、スケールメリットが働けば五百円からそこらでいいわけで、まあ五百円から千円の間で収められるようにしていただくという難しいなと思っておりますけれども、これはよく知事さん方と相談していくべき事柄であると思っておりますし、それからその後の話もこれは地方団体が手数料をどう決めるかという話でもありますので、そういった御趣旨を踏まえながら、住民のニーズに対応しながら地方団体が判断をされるのではないかと思います。

○山下栄一君 電子化のメリットとして便利になるということと同時に効率性ということ、これが言われているわけですが、効率性というもののの中身の中で、私は行政コストが削減されるというこの観点が非常に大事であるというふうに思

います。国民のためにも。実際これ具体的にどれぐらいの行政コスト削減になっていくのかということ、すぐには試算は難しいかも知れませんが、けれども、効率化による経費削減効果、これは私は示す必要があるというふうに思います。

部署ごとに人件費の面、具体的に言うとなんていう面になるかも知れませんが、それをこうなっていくということ、今すぐとは言いませんけれども、示すような努力をしていただきたいと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

○副大臣(若松謙維君) 今の山下委員の御質問でございますが、ちょうど大臣が十一月十九日の松岡委員に対する一つの答弁にもございましたが、いづれにしても、この行政手続のオンライン化というのは、ある意味で入力というのは国民にやっていた、だいたいいくことで、その代わり国民もわざわざ役所に行く時間が省けると。あわせて、もう既に入力されているわけですから行政は正にコンピュータを使って簡単にできる、ともにメリットがあるということで、当然コストメリットが具体的に国民に分からなければいけない、こういうことだと思っております。

現在、このオンライン化のために五万二千件手続をこれから進めるわけですが、これは多種多様な手続がございますが、これを一律にすることはできないんですが、正直申し上げまして、この五万二千件手続をオンライン化したらどのくらい削減されるかというのは今のところ計算しておりません。

ちょうど二年前に私もワシントンDCに行ったところ、あそこは七年間で十七兆円のコスト削減したとはっきり言っておりまして、恐らく前提で、シミュレーションをやっていると申すんですけれども、いづれにしても、そういうようなシミュレーションも使っているのだからやっぱりメリットがあるんだというものを国民に示さなければいけないと考えておりまして、そういった努力をしっかりとやっていきたいと考えております。

○山下栄一君 次の質問、もう既に我が党の木庭

委員始め触れた件ですけれども、自治体の負担増ですね。この制度化に当たって、基盤整備に当たって当面立ち上げの負担増が強いられるわけですが、けれども、非常にこの財政難の中で国として何らかの財政支援を考える必要があると思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きたいと思っております。

○副大臣(若松謙維君) 申請、届出等の行政手続のオンライン化に対応するためのその支援費でございますが、平成十四年度におきましてはいわゆる地域情報化推進事業と言っておりますが、そういった電子自治体の推進のための経費として一千六百十億円の地方財政措置を取っております。また、この財政負担の軽減には複数の地方公共団体が共同でシステムの開発、運営等を取り組むことが大変効果的でありますので、私どもは共同アウソーシングという考え方に基きまして現在モデルシステムの開発、実証、実験等を実施しております。そのための予算要求も併せて行っていることを御報告いたします。

○山下栄一君 高齢者とか障害者、社会的弱者というふうな言われ方もありますけれども、行政オンライン化によるメリット、こういう方々こそ享受すべきであるというふうに思います。

ただ、情報デバインド、この情報格差の面でIT弱者という観点からも行政サービスにおける配慮が必要だというふうに思うわけですが、この問題解決のために自宅、在宅で簡単に操作できる端末機器、こういうことも開発する必要があるというふうに思うわけです。先ほど統括官おっしゃったようにタッチパネルですが、それで特に我が家にあるテレビなんかでできるような、そんな機器の開発なんかも必要だと思っておりますけれども、この点の総務省の御見解、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 私は、かねがねデジタルデバインド解消、特に年齢的な、あるいは障害の程度によるデジタルデバインドの解消には、高齢者や障害者の方々が使いやすい機器の開発が不可

欠だと、こういうふうになっておりました、もうパソコンじゃなくて、もういつも言うんです、テレビを端末にする、携帯電話を端末にする。こういうことが必要だし、しかもそれはワンタッチあるいは音声でやると。マウスでクリック、キーボードなんというのはもう聞いただけで高齢者の人は逃げてしまふんですよ、もう嫌だ嫌だと言ってます。インターネットと言ったら、もうさっさと。

だから、是非そういう親しみやすいIT化ということをやろうと本気で考えなきゃいかぬということ、今そういう意味での協議会というんです、今研究会でしょうか、そういうものでも立ち上げていただいてやっていただければ大変有り難い。ユビキタスというのは冷蔵庫やふろや、もう全部これがパソコンで機能持つということですから、どこでもいつでもだれでも。だから、そういうことの中で是非高齢者の方や障害者の方のデジタルデバイドを解消してまいりたい、こう思っております、そういうことができればオンライン化ももう少し有り難みが、実質的な意味が出てくるんじゃないかと考えております。

○山下栄一君 この有り難みの話で、電子政府化によりまして、省庁の縦割りを超えた行政サービス、これが非常にこのオンライン化のメリットとして大事なことだと思ふんですね。ワンストップサービスですね。

これ具体的な話ですけども、私自身、市民相談を受けたことの中で、障害者手帳の交付を受けている人が障害年金の資格がありながら五年間知らないままに時が過ぎた。五年後、この障害年金をもらうために窓口、社会保険庁で受けられども、この障害者手帳の交付は市町村、障害年金の方は社会保険事務所ということになっているわけですね。そしたら診断書が必要だと、五年前の診断書が必要だと、このように言われたわけです。

市町村と社会保険庁が連携すれば、いちいち障害のある方がわざわざ市役所へ行って、また社会保険庁へ行かなきゃいかぬという、そういうこと自身が非常に矛盾したことだということふうに

思うわけですけども、国民の側に立った行政サービスという観点から、このオンライン化は、非常にこれは国民が実感として有り難み、先ほどおっしゃった、につながっていくというふうに思ふんですね。

障害者のケースに当てはめると、障害者手帳の申請のページを開くと、同じ画面、シングルウインドーですか、に医療、年金、また公営住宅の申込み、住宅改造、職業訓練、その他障害者が受けられるあらゆる行政サービスの申請窓口が繋がってると。必要に応じて同時に申請手続もできる。診断書についても添付書類が一通でちゃんと通じていくというふうな、そんなイメージで縦割りを廃した行政サービスが可能になるようなことを、是非これ、そういうことを考えておられると思うんですけども、IT戦略本部でも、行政手続の所管である総務大臣のリーダーシップで、縦割りの事務を乗り越える行政サービスが受けられるようなワンストップサービスの体制を是非ともこれは整えていただきたいと思ふんですけども、よろしくお願いします。

○副大臣(若松謙維君) 今の山下委員の御指摘でございしますが、正にこの電子政府、電子自治体はワンストップサービス、これを強力に進めるものでありまして、複数の窓口で行われていました関連手続が一つの窓口で可能になるということで、国民、事業者の負担軽減、利便性の向上に大きく寄与するものと期待しております、行政手続のオンライン化の推進に併せて積極的に取り組むことが重要と、このように認識して進めているところでございます。

その取組の一環として、電子政府の総合窓口システム、いわゆるポータルサイトですね、そういうものを活用しまして、府省を、いわゆる縦割りを意識せずに一つの画面から各種の手続ができるようにするシステム整備、これは平成十五年を目途として行っているところでございまして、さらに、ワンストップサービスの推進に当たり

ましては、既存の業務をそのままオンライン化するのではなくて、業務改革、手続の簡素化、合理化に向けた見直しに取り組むこととしておりまして、いわゆるワンストップサービスから、さらに今後、ノンストップサービスという、これ二十四時間いつでも。さらにはエニーストップサービス、どのようなサービスでもこの一つの窓口でできると、さらにはノーストップサービスという、正に二〇一〇年宇宙の旅、そういうのがもう見える形になっておりまして、それが正に省庁の縦割りを破るという行政改革の最大の目玉だと考えておりまして、そのような形での努力を更に進めてまいりたいと決意しております。

○山下栄一君 最後の質問です。  
在日外国人の方への行政サービスなんですけれども、やっぱり公平にオンラインの申請ができるような配慮をすべきだというふうに思うわけなんですけれども、この在日外国人に対しても公的な個人認証が必要ではないかと。例えば外国人登録法の登録原票に基づく公的個人認証のシステム、これを構築すべきではないかと考えるんですけども、お考えをお聞かせしたいと思います。

○政府参考人(大野慎一君) 外国人の方々に對します個人認証サービスは必要だろと思ふんですけど、ただ、そういうサービスを作ります場合の出入国の管理制度の問題、それから今御指摘のありました外国人の登録制度、これらの状況を十分に踏まえる必要がございますので、法務省とともに今研究会をやっておりますから、その結論をまつて対応してまいりたいと思ふます。

○山下栄一君 法務省との関連があると思ふんですけども、是非総務省がリードしていただいて実現していただきたいというふうに思ふます。以上で終わります。

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。

我が党は、ITを国民の利益のために普及することとか、行政事務がIT技術によって便利になること、これは賛成であることは言うまでもありませんが、その立場に立ちまして今回の行政手続オンライン三法案、本当に国民の利益となるのかを議論をしたいと思います。行政手続オンライン三法案を実施する基盤となるシステムは住基ネットと総合行政ネットワークでありますが、まず、住基ネットの問題で伺います。

片山総務大臣は、住基ネットは国のネットワークではなく、地方共同のネットワークだと答弁をされております。確かに旧自治省の資料にも国が管理するネットワークではありませんが、こういうふうには大きく載せられておりますが、地方自治体との関係で検証したいと思ふます。

e-Japan重点計画案に対するパブリックコメントに応じて、二〇〇一年三月の全国市長会は、市町村行政にかかわる施策や地域住民の生活に直接関係する施策の検討に当たっては、市町村の意見を十分聴取するとともに、全国市長会のような地方自治法に認められた地方公共団体の連合組織については、国のIT戦略においても、地方公共団体と同様適切に位置付けられるように配慮すること、こういう意見書が出されております。

住基ネット稼働の八月五日の時点で、三重県の二つの自治体が住基ネットをこの時点で接続延期の判断をしたことについて、三重県の北川知事が記者会見でコメントをされまして、個人情報保護法が結論を得られていない状況ではやむを得ない判断だったと思う、実際に作業する市町村の意見を国がもっと聞いて進める必要があった、こういうふうにおっしゃっています。

今回の法案の中のこの住基ネット利用拡大の法案作成に当たって、個々の市区町村の意見聴取はどのように行われたのか、お示しください。

○政府参考人(芳山達郎君) 今回の住民基本台帳ネットワークシステムの利用の拡大についてでございますけれども、制度を国だけでやるのではなくて、地方公共団体の皆様の御意見を十分聞きながらやってまいるといふ姿勢で臨んだところでございまして、この点、一月二十四日の都道府県で構成する住民基本台帳ネットワーク推進協議会にお

きまして、今度の利用事務についての拡大案について説明をいたしました。

そして、各都道府県の御意見また都道府県を通じて市区町村の意見を伺うという形で照会の文書を配付したところでございます。二週間というところで意見の照会を行いましたけれども、この照会に対して地方公共団体からは、別表改正に対して大半は賛成ないしは意見なしでございましたけれども、一部の団体からは追加事務の要望がありました。また、一部の団体からは幾つかの事務について削除の要求を求める意見もございました。

あわせて、全国の組織であります全国市長会、全国町村会、全国知事会に対しても説明の機会を取っていただいて、同様の意見照会をしたところでございまして、今回の利用事務の追加については、おおむね御意見としては電子政府、電子自治体の実現という課題に対応するためのものでありまして、おおむね妥当という旨の御意見をいただいたわけでございます。

そういう経緯を踏まえながら、我々協議会を設けて説明をしまし、また成案を得て閣議決定した、国会にお出しをしたというような状況でございます。

○八田ひろ子君 十分意見を聞きながらというのが今最初に局長おっしゃいましたが、その説明を聞くと、一月の二十四日に都道府県の会議で述べて文書を配つた。市町村は二週間弱のうち二月七日はもう意見の締切りなんですよ。そうしますと、市区町村の検討期間というのはそれからまた日にちが掛かりますので、せいぜい数日間ですよ。そのために役所の中で関係事務を担当している職員が百七十一事務を割り振って検討する時間的余裕というのはないのは、だれが見ても分かると思うんですね。ですから、市町村としてほとんど検討できないので意見なしという、この報告書もいただいたんですけれども、そうなるのは当然ですか。だから、先ほどのような知事もおっしゃっていることだと思いませんか。

このオンライン三法案について、二つの法律について地方自治体の意見聴取というのはありませんでした。公的個人認証法案、これはパブリックコメントという形でありました。結局、共同のネットワークと言いつつながら国が上から流してきた、押し付けてきたという現状があるんですね。住民基本台帳、そもそも十一、十二条で住民票の写しの閲覧や交付について規定があります。市町村長というのは不当の目的だった場合どういうことをするのか、まずお示しください。

○政府参考人(芳山達郎君) 住民基本台帳法の十一条でございまして、不当な目的等が明らかなる場合には当該請求を拒むことができるという具合に法規定上なっております。

○八田ひろ子君 つまり、市町村長は、住民の個人情報に不当な目的に使わせない、そういう判断をして責任を持ってそういうことをしているということですね。

じゃ、住基ネットになったときには、個別に毎回市区町村が判断をして本人確認情報を国とかあるいはその他のところに提供するんでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) この住基ネットのシステムは全地方団体の共同の仕組みなんです。そして、都道府県単位に一つまとめて、それをまた指定情報処理機関である地方自治情報センターにつないでいるので、そこである国との関係だとか指定情報処理機関との関係は知事が中心でやることにしているんです。知事が中心で、しかも、提供する、確認の応諾をする、こういうことは全部法律で決めていますから、どこの国の行政機関が何についてだけできると、こう書いてあるんです。それは国権の最高機関である国会で決めていた法律でやっていますから、それ以外は何にもできないんで、そうでしょう。

だから、今、知事が中心にやっております。ただ、市町村長も元々の資料を出すわけですから、住民基本台帳のこの処理は市町村長の仕事ですから。だから、事実上それは知事を通していろいろなことが国の機関や指定情報処理機関にできる

ように今考えているんです。しかし、それじゃちよつと法律上の根拠が要るんじゃないかと、こういう議論もありますので、今それは全部が集まった協議会の中の部会でどういう在り方がいいのか検討しております。事実上の問題は一つもありません。

三重県の知事が何か言ったようだけれども、情報というのが全部正しいわけじゃないんですよ、報道されることが。いろんなことを言った中の、私なんかもしよつちゅうそうですから、一部だけが報道されるんですよ。それから、そういうふうな質問すればそういうふうな答えなんです。

そういうことでございまして、三千三百ある市町村の中でまだ参加をためらっているのは三つか四つですから。御承知のとおりです。一億二千五百万人ぐらいいはみんなやっています。是非御理解を賜りたいと思います。

○八田ひろ子君 今の大臣のお答えは、結局、総務省なりいろんな省庁から、例えば私の個人情報をお使いになるということの場合は、本人確認がしたいという連絡は、私は住んでいるのが岡崎です。岡崎にはないということですよ。総務省が、地方自治情報センターのコンピュータにあらかじめ保存されております。八田ひろ子、この本人情報を必要と判断、今決まったとおりだとおっしゃいますけれども、それを必要だということきは、総務省のコンピュータから電気通信回路を通じて取りに行くということですよ。

私の本人確認情報を総務省が何月何日という理由で、それが正しいかどうかはともかく、理由で取得したという具体的な記録、これを、さっき大臣も言われましたが、一義的に管理する岡崎市に提供される仕組みというのはないわけで、不当な請求であったかどうか岡崎市が判断する、こういうこともないわけですね。判断するのはあくまでも、この例の場合で言うと総務省ですね。個人の情報というのは国などの機関によって正しく使われたかどうかのチェックをすべき、こう

いう先ほどお答えいただいたものは市町村は持たない。住基ネット以前はきちんとチェックを市区町村しかできないものですから、県とかセンターはないですからね。そうしますと、結局、市区町村のチェック権限の役割というのは相対的に縮小していると、こういうふうな考えていいんですか。大臣にです。

○政府参考人(芳山達郎君) 初めに、本人確認情報の利用を総務省はチェックをするような権限を持たされておられません。総務省は分かりません。それで、先生御指摘の点で、一つはアクセスログの関係で、本人の確認情報がどういう形で利用されているのかがどうなっているのかというのは前から地方団体で御指摘もございました。

この点をちよつと申し上げますと、住基ネットにおきましては、今の法律の中で本人確認情報の開示請求権が規定されておりますけれども、それは自己の本人確認情報の提供先の開示について法律で規定されておまして、それがどういう利用をされているのかというのは書かれておらない。それがアクセスログの形で請求できるようにすべきじゃないのかという議論が前からございまして、そういうことで、これにつきましては、地方団体の要請を踏まえて、本人確認情報の提供状況の開示の仕組みを住民基本台帳ネットワーク推進協議会でもって検討部会を先ほど設置をしまして、それを現在鋭意検討をしております。この点、十一月七日の第二回目のシステム調査委員会で御報告をして、できるだけ早くその結論を関係県、構成の皆さんで結論を出してもらえようという具合にお願いをしております。

それともう一つ、今回の住基ネットワークと市町村との関係でございまして、先ほど大臣から御答弁がありましたように、今まで十三情報というのは確かに住民基本台帳法の記載項目でございまして、そのうちの四項目と住民票コードと変更情報につきましては県も事務として持つと、県も事務として持つことに今度法律に初めてしたわけです。そして、県と市町村がその六情報については

共通のネットワークを通じて本人確認ができるようなシステムにしようという形にしたわけですが、それで、四十七県がばらばらよりも統一的にやった方が正確になるし、また秘密の面でもプライバシーの面でも大丈夫ということで、四十七県が委任するシステムを取りました。それで四十七県が委任したのが指定情報処理機関でありま

ふうに本人確認情報を利用されたか開示するシステムがないとそれは求められませんし、システムがあつたとしても、これを、この開示をどういうふうにするのかということが問題になつてくるわけですね。今、都道府県や地方自治情報センターにもこの責任があるんだと、こういうふうな局長は言われましたけれども、それならば事前の不正目的かどうかチェックを行うべきだというふうに

というわけでございます。

この三つの問題でお答えください。アクセスログのことね。

そういうことで、先ほど大臣申し上げましたように、県を中心として、県が指定情報処理機関に委任をしている、そういうことでござい

〇政府参考人(芳山達郎君) アクセスログの関係の条文としては、法律に盛って明確に、使う目的は、提供先も書いてありますし目的も書いてあるということで、法律に明定しておるそれ以外は使えないということでございます。今の法律上は、本人確認情報については全体として統計的に報告書を作成し公表するというのが法律の規定になつております。

〇八田ひろ子君 後で伺おうと思いましたが、アクセスログのお話がありましたので。

それで、先生言われましたように、自分の情報

私は決算委員会、八月二十六日に大臣に伺ひまして、大臣は私にはつきり答えられませんでしたけれども、今検討をさせるように言つてお

がどういう形で使われたか個別に開示するシステムが必要ではないかと、こういう御意見が、先ほどまた御答弁したとおりでございます。ありま

したけれども、今検討をさせるように言つてお

して、今、アクセスログの持ち方は、障害の原因分析ないしは内部の不正操作、外部からの不正ア

んだという答弁がありました。今、局長がお答え

しておるというふうな状況でございます。今、

になった問題ですけれども、自分の情報が本人の

本人の情報かどうかという形で使われたかという形

と、自己情報コントロール権というのはプライバシー

は今持つておらないというふうな状況でございます。そういうことでござい

とを、決算委員会ときは想定をスタートのとき

は、本人確認情報の提供情報の開示の在り方について検討部

たんですけれども、今はそれを検討をしていると

会を設けているということでございます。

ということですね。

それで、どういう詰め方をするかということ

は開示をするという前提で検討をされているんだ

の強化のための技術的な問題というものがやはり

と思いますけれども、それを伺いたいんですね。

どうしてかといいますと、国の機関にどうい

それと、その開発のためにはやはり経費が掛かるわけですが、その経費の負担は各四十七県が指定情報処理機関に負担をするという具合になるわけですが、そういうのを含めて先ほど申しました検討部会であるべく早く検討したいということで、できるだけ早期に、できれば年内にも結論を出していただくように期待をしておるわけでございます。

〇八田ひろ子君 私が三つ目に言つたのは、セン

〇政府参考人(芳山達郎君) 国の職員のアクセス

〇八田ひろ子君 結局、一義的な責任を持つ市町

〇八田ひろ子君 結局、一義的な責任を持つ市町

〇八田ひろ子君 結局、一義的な責任を持つ市町

けないという責務ですね、これが相対的に剥奪されるという小さくなっている、こういうふうになるんじゃないですかというのを大臣に伺った、それがさっきの質問なんですけれども、お答えください。

○国務大臣(片山虎之助君) 市町村が特別なセキュリティをやることはないんですよ。みんなて相談して今のセキュリティの仕組みは通っているんですから。何度も言いますように、コンピュータ処理しているものをそれぞれの市町村がコミュニケーションバーに出して、ファイアウォールで固めて、それを専用回線でつないで暗号で送っているんですから。特別にやり取りややりやいいけれども、それ以上何をやるんですか。

それから、一々、行政機関が法律に基づいて、共済年金を交付する、支給するとか、恩給を支給するとか、労災保険を支給することの本人確認やただけなんです。それについてはそれは確認したけりやすりやいいので。ただ、法律上の権限は都道府県知事に与えているから、都道府県知事に市町村長が要請してもらって一緒にやつてもらえばいいんですよ。それは一つも法律はそんなこと駄目だと言っていない。大いにやつてもらえばいいです。それだけの話であります。

○八田ひろ子君 セキュリティ対策の問題は、やりやいいという問題じゃなくて、できない、禁止されているというのは総務省の方で答えになっているとおりのことですね。だから、そういう答弁はされない方がいいと思います。

市町村の意見も、拡大をするときに実際にはよく聞かなかつたというのはいろんなところに出てくるんですけれども。そして、市町村の住民の個人情報保護を守るこの権限というのですか、責務を果たす力、こういうのも相対的に小さくなる、実際には行使できないというのが今、不安が高まっていることです。

私、決算委員会でも例を挙げて、QアンドAのことで、国や県にセキュリティの問題が起こつ

たときに責任がないというのだったらその法的根拠を示せとか、明文で回答はされておられませんけれども、一番新しいのを取ってもそれは答えがないうんですけれども。そういう市区町村と、地方と国との信頼関係を壊すようなやり方を強引に進めてこられたというのが根本にあると思うんですね。

私、ここに、先ほど大臣も言われましたが、九月十一日に中野区長がネットの切断をしたんですけれども、そのときのコメントを持ってきました。これによりまず、自治体が本人確認情報の提供先である国の機関等の安全性を確かめる手だてが用意されていないことや、提供先で閲覧できる範囲が、要するに国ですね、どこまでか、あまいな部分がある上、そのことへの配慮を欠くなどの問題点があると判断した。個人情報保護に関する基本法がまだ制定されていない現状、こうした中で住基ネットの全体の安全性に不安を感じると。区民のプライバシーが侵害されるおそれが払拭できない、区民の個人情報を守る責任を果たす義務を負っているの、やむを得なく切断をしたんだと。こういうふうな地方というのは本当に苦渋の選択を迫られているわけなんです。

私は、同じ九月に日弁連もそれを行っているわけなんですけれども、そういうことを全然反省をされていないというのが非常に問題だと思っております。

日弁連は、「自己情報コントロール権を情報主権として確立するための宣言」、これを十月にも出されております。その中で、「電子政府」「電子自治体」としてコンピュータの利便性と普及の必要性のみが強調され、個人の尊厳が奪われる危険が看過されている。」「こういうふうな述べて、そのために住民基本台帳ネットワークの稼働は停止することを提言をしているわけなんです。だから、こういうのを私は真摯に受け止めるべきだと思っております。

そこで、大臣に、個人の尊厳という問題で一つ伺いたいんですけれども、一昨日も大臣は、今日

もそうなんですけれども、住基ネットは四情報、四情報とは公開情報なんだから漏れても別に大したことないというのを繰り返しておっしゃっているんです。一昨日は、仮に漏れても使い物にならないとか、そういうことをおっしゃっているんですけれども、実際にはこれ、四情報だけでなく、公開が一切禁止されている住民票コードとその変更情報というのがセットで管理されているというのは一昨日の宮本議員が指摘をして、そういういい加減な答弁はいかぬというふうに本人も反省されているんじゃないかと思うんですけれども。

以前、この委員会でも伺いましたドメスティック・バイオレンスの法律ですね、大臣、そのDV法の被害者の住基台帳情報、これを非公開にするべきだと私、質問をしました。それは、大臣も男女共同参画会議に参加されていて御承知のとおり、DV被害というのは内閣府の調査でも妻の二十人に一人が命の危険を感じるほどの暴力を受けているわけです。ストーカーの問題とかDV被害の問題というのは大変深刻で、これ、住所が特にDVの場合は分かると大変なことになるんですよ。だから、そういうときにこの四情報、仮に四情報だとして、漏れて大したことないというふうな大臣、思っておられるのかどうか、大変私は心配になったんですけれども、どうなんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、いろいろ八田委員、心配が多くて大変だと思います。私のことまでいろいろと心配していただきました。私の公開情報だと言いましたのは、だれでも閲覧できるんですよ、四情報は。したがって、公開情報だと、その意味で申し上げているわけで、不当な目的によって何らかの利用をやるようなときは拒否できるんです、市町村長、そうでないときはみんなオープンなんです。そういうことを申し上げたんです。

それから、住民票コードと変更情報はこれはオープンじゃありません。ただ、住民票コードはいつでもお気に入りに入らなければ変更可能ですから、

どうにでも変えられるんです。

だから、私は漏れることは、その四情報といえども漏れることは良くないと、漏らさないように全力を挙げなければいけないと思いますけれども、漏れたら天地がひっくり返るような何らかの権利侵害、利益侵害が出るということは考えられない。それじゃ、証明してください、どういうあれが出るのか。

ただし、漏らしていいとは言いませんよ。私は漏らしていいとは一つも言っていないんだけれども、元々は公開情報なんだし。ただ、しかし、そういうことであっても、制度的にも技術的にも運用面でも万全の個人情報保護対策は取っていると、こういうことを申し上げたわけでごいまして、そのところはよく御理解を賜りたい。

○八田ひろ子君 ドメスティック・バイオレンスの被害者の住民票のことを言っているんです。

○国務大臣(片山虎之助君) そのドメスティック・バイオレンスのことと住民基本台帳の関係が全く分かりませんよ。だから、それはどういう御質問かもよく分からない。

ただ、本当の不安は本当の不安として対応しなきゃいけませんけれども、不安を拡大したり、それを故意におおるようなことが仮にあるとすれば、私は大変問題だと。事態を正確に分かつてもらって、その上での議論なんです。

不安だ不安だ不安だといって、その中野区長さんとか何か知りませんけれども、それはどういうあれでどうだということを証明してもらったらいんです。どうい問題が起こっていますか、今、問題が起こつたらすぐ対応しますよ。今まで四か月たちました。どうい問題が起こつて、どうなっていますか。それを検証してください。○八田ひろ子君 私が聞いたのは、DVの問題の場合は、住所がDVを加害している夫とか親しい男性、そういう人に分かると、突き止められて命を落とすような事態が起こるからこれは教えないというのが当然なんです。だから、あなた、そういうふうに今、いえ、分

かつていいんですよ、何か起こっていますかと言われども、起こるから法律でもこういうふうな規制をして、DV法の方ですよ、それでやっているんだから、認識が私はおかしいんじゃないかなと思つて大臣に聞いたんですよ。非常におかしい認識だというのが分かりましたけれども、だつてそうじゃないですか。DV法では、そんな元夫のDV加害者に教えてはいけないんですよ。それは即命にかかわるんですよ。

○国務大臣(片山虎之助君) それは当たり前の話で、住基ネットと何の関係もない。

○八田ひろ子君 住基ネットじゃないでしよう、それは。住民票の話をしていないじゃないですか。

今、変更できるからというふうに言われましたけれども、変更しても履歴は局長、保存されるんですよ。

○政府参考人(芳山達郎君) ただいまの先生のDVと住民基本台帳制度、そして住基のネットワークと、これの関係だろうと思います。

それで、一つ、今は変更履歴の話が初めに質問ありましたので、それをお答えしますと、変更履歴については、法律の三十条の五の第三項によりまして、通知の本人確認情報は政令で定める期間保存しなければならぬという具合になっています。本人確認情報をその日から五年間保存する、という具合になっておるわけでございます。これは、現行の住民基本台帳の制度が削除された住民票について五年間保存するということになっておりますので、それとの均衡で五年間持つております。

それで、今、大臣の御答弁ありましたように、住基ネットワークシステムにおいて仮に住民票コードを仮に知ったとしても、法律の目的でもって、法律に目的以外には使えないということがなっていますし、住民票コードをもってコンピュータにアクセスできるアクセス権限、またICカードそのものでもってアクセスしなきゃならぬという面がいいですよ、それで住基ネットです。それを追求できるわけではないことをご

います。

それで、住民基本台帳そのものの制度として、不当な目的の場合には地方団体が知恵を絞つて対応を考へておるといふのが昨日御答弁したとおりでございます。

○八田ひろ子君 四情報のことを大臣が言われたから、四情報が公開だと言ったけれども、そうではないんですよ、それがDVですよと私は聞いています。

もう時間がなくなつてしまつたので次に移りますが、次は、皆さんのところにお届けをペーパー一枚、これ総務省が、いただいたもので、総合行政ネットワークのことについて、あと七分ぐらいしかございませんが、質問します。

これは、お手元の資料にありますように、地方自治体と結ぶネットワーク、既にこれは全都道府県、政令指定都市で運用が開始されて、霞が関WANとも接続をしているというもので、二〇〇三年にはすべての市町村をつなぐということと、これは構築、運営が住基ネットと同じ地方自治情報センターが行うもので、こちらの方は法的根拠のないものだそうですが、このネットワーク、これ行政専用のネットワークとありますけれども、そういうことなんですか。

○政府参考人(大野慎一君) 御指摘のとおり、この総合行政ネットワークといふのは行政専用のネットワークでございます。

○八田ひろ子君 この図の右は霞が関WANなんですけれども、下の大きく書いてあるところ、共同のシステムとか市町村とか書いてありますが、これは市町村と共同のシステムは何かほぼリンクしている同様のものなんでしょうか。ここが行う共同のシステムを、例えば運営とか管理を自治体

が民間営利企業に丸投げした場合は、民間企業はネットに接続できる仕組みというわけではないんですか。

○政府参考人(大野慎一君) 例えば、これから電子申請とか電子届出、こういった受付の汎用システム、こういったものを共同アウトソーシングと

いうふうな形で自治体が運用する、こういうことになりまして、そのシステムの運営につきまして、民間事業者、情報関係事業者がシステムの運営を委託するという場合があるわけでございまして、その限りにおいて運営を行うわけでありますので、自治体のLANの方に一定の情報を入れていく必要がありますので、その場合には総合行政ネットワークの運営主体の理解の下に接続がされるということでございます。

○八田ひろ子君 法的根拠もないネットワークで、しかも個人情報保護の法的担保もないシステムなので、法的にも運用の面でも、先ほど同僚議員が指摘をされたんですが、あれはLANの問題ですけれども、いろいろな問題があると思うんです。

一昨日、この委員会でも宇治市の住民データ流出事件が議論されたんですが、京都地裁の判決で、データ入力作業なども外部の業者に委託する際には、その業者が雇っている従業員、いわゆる孫請に対しても委託元が指揮監督すべき、宇治市はそれを怠つたと示されました。しかし、宇治市は孫請の従業員の管理まですることは不可能だ、こういうふうな述べているようなんです。

今お示しいただいたように、こちらの方のネットワークは、そういう孫請も含めての丸投げというんですか、アウトソーシングというんですか、そういう禁止事項がなくて地方の条例にゆだねられているんですか。ですから、せめてそういう孫請とか、そういうことはやつていけないとか、そういうシステムができないんでしょうか。

○政府参考人(大野慎一君) まずLGWANのこと、ちよつと補足いたしますと、これは自治体間を結ぶシステムでありまして、国の法律で何か縛るべきものではありません。自治体の自らのシステムを共通に情報を交換するといふために作るものでありますので、これは法律に基づくものではない。

次に、仮に、これ従来からいふ電算処理、各自自治体はもう既に随分やつております。そう

いった場合に、外部に委託をするといふことは大変多いわけでありまして、自治体の場合は個人情報保護条例によつて個人情報保護するといふことになっておまして、これはもう既に国の方の電算に係る法律の前から作り始めているわけでございまして、今、全体とすれば、条例以外にも含めて八割が作つておりますけれども、条例については大体三分の二ですけれども、その中で委託をした場合に様々な規定を設けている、場合によつては罰則まで条例で設けているわけですから、基本的には自治体は個人情報保護条例できちんと対応すると。現にできておるといふことなんでしょう。

○委員長(山崎力君) 時間でございまして、おまとめください。

○八田ひろ子君 時間がないので終わりますけれども、実際にはこのシステムを使つて電子認証とかそういうものを全部やるわけですね。私も行政を国民の利益にかなうように効率化することやそのためのIT化というのはいいんですけれども、今日は時間がなくて全部質問できませんでしたが、日弁連が言っているように、電子政府や電子自治体としてのコンピュータの利便性と普及の必要性のみが強調されて、個人の尊厳が奪われる危険が看過されていると。一気呵成にやつていこうというやり方は非常に不安であります。地方自治体も国民も不信を持つています。こういうときに、さらに、住基ネットの利用拡大や今回の二つの法案というのは白紙に戻して、行政の情報公開もつと進めるとか、民主主義と人権を守る方向での電子政府、電子自治体構想をきちんと構築し直すこと、これを求めて、私の質問を終わります。

○渡辺秀央君 大分議論が尽くされてきてまして、それはなぜそういうことを言うかという、要するに法律は二通りあると思うんですね。実際に動いているものに対して実社会であるいは行政面で不測事態を想定してやる法律と、あるいはまた、想定されるあるいは期待される、そういうことに

対応するための法律というかね。今度の場合には基本的にこの法律が先に走っている、これは否めない事実だと思うんですね。個人情報保護法というものがまず大基盤として整って、成立したその段階でこういう個々の行政あるいはまた企業の問題等々いろいろ議論されると、今までそれぞれの質問を聞いておいて、大分、相当無駄な質問になるのかなという感じがするんですね。

だけれども、しかし、これは大臣のたつてのこの国会における成立の期待、参議院先議ということに対しての期待があったということで、この法案の審議に先駆けて入ったところに、いろんな心配される、想定される問題が出てくる。ある意味においてはやむを得ない。

しかし、だけれども、我が党としても党内大分議論をいたしました。私は町村合併を推進していく立場から、これは当然あらなければならぬこと、だろうと思うんですね。先ほど前提として言った個人情報問題がきちんとついていない、セッティングされていないということで、この法律そのものについては私は理解できる立場にはありませんけれども、法律そのものについて残念ながら今の段階で賛成までの自信が出てこないということとは、ある意味において野党間における共通の認識ではないのかなと、こんなふうに思っております。

しかし、問題点はたくさんあると思うんですね。また今まで指摘されてきていると思うんですが、私もちよつと限られた時間は大変いたいたんですけれども、限られた時間内で二、三点だけ端的に質問をさせていただきますが、また端的にお答えを願えるという難しいと思うんですね。

一つは、今まで質疑の中で余り出ていないというか、触れられていないというか、そういう点についてのことにはいたしたいと思ひまして。民間企業においてＩＴを活用して顧客サービスの向上と業務の効率化のために非常に努力をしているわけですね、民間企業は。今回の行政手続オンライン化関係三法案は行政サービスにＩＴを活用する第

一步だと考えますけれども、どんな効果を目指しているんですね。

それからもう一つ、ちよつと大臣の口から鮮明にされたらどうかと思うんですね。ちよつと後で触れますけれども、大分この法律についての、さっき大臣もちよつとおっしゃったが、説明不足の点かなにかある。それで、非常に前広にやっちゃったということがあると思う。そんなに難しいことではなかったと思うんですね。そういう意味では、ちよつともう一回なぞらうていくのかも分かりませんが、端的にお答えいただけると有り難いというふうに思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 端的に言いますと、今、申請や届出、これは国の役所に行ったり地方自治体に行ったりして添付書類を付けてやっています。ところが、このオンライン化法によりまして、インターネットで職場や自宅からそのまま、電子証明が要りますけれども、電子証明書が、届出や申請ができ、処理してもらえるわけですね。

それから、例えば、今、港湾の仕事なんというのは三十ぐらい手続が要るんですね。これがもう一か所受けて付けて全部終わるというワンストップですね、ワンストップ化ができる。それから、公共事業や単独事業に電子入札という制度が入りますと、相当効率化されて、先ほども言いました談合なんかもなくなると、こういうことなんです。

そこで、今日日本が後れている、後れていると、特に電子政府で後れていると言われているんですよ。アメリカのシンクタンクの番付では十七位です、世界で。それは何でかという、そのシンクタンクは、税金と自動車登録とそれからパスポートのオンライン化ができていくかどうかで判断しているんですよ。それが日本はまだできていないんですよ、税金もパスポートもそれから自動車登録も。もしこの法案を通していただくと、それがオンライン化されるわけですね、オンライン化される。

そこで、今何度も言いますけれども、共済年金と労災保険と不動産の関係と恩給ですけれども、今度は厚生年金、国民年金、パスポート、不動産登記、それから自動車登録まで全部オンライン化できるんですね。

それで、これは渡辺委員、おまえはちよつと急ぎ過ぎじゃないかというんですが、二か年でやろうというので、実は法律を前の国会で通していただくと予定だったものですか、少し遅れてしまっていて、そういう意味で私個人がやや急いでいる、焦っているところはあると思いますが、是非御理解賜りたいと思います。

○渡辺秀央君 したがって審議促進には協力はいたしてはいるわけですが、我々政治家としては、それは百点満点を目指しても、求めるものは国民の最大多数の幸せなんです。最大多数なんです。やっぱ、それは全部とはいっても、全部とはなかない。賛成も反対もあるわけですから、そこはまたお互いの政治家としての目分量で考えていかざるを得ない面がある。

私は、今もここでも同僚議員と私的な話合いをしておったんですが、こういうものというのは一体全体一〇〇%うまくいくんだろうかと。これはやってみなきゃ分からないことの一つある。しかし、しよせん機械だということになつていきますと、これがどの程度人間の肌の触れ合い同士の生活、実社会の中でどれだけの効果と、また一つの成果というのが出てくるのか。あるいは機械がいったん止まった場合にはどうなるのかとか、いろんな問題が出てくるので、それを想定しておいたらまたこの近代化社会にはいかないかも分かりません。

そういうことも考えてみて、私は、もう一つの質問としては、ＩＴ社会においては実際に対面することがないわけですから、特に本人確認が重要であるわけですから、市町村の窓口においているんな、やるときに厳格な本人確認のノウハウがありますわな、窓口の職員は。そういうノウハウを広くＩＴ社会において活用する仕組みとい

うのは、難しいかも知れぬけれども、私はやっぱり必要だと思うんですね。その電子政府、電子自治体では一体どういうふうにかこうのことを工夫していくんでしょうか。どんなふうにお考えですか。

○国務大臣(片山虎之助君) やっぱこのインターネット社会では、本人確認をどうやるかが、見えませんか一番大切で、今は本人の署名とか実印だとか印鑑証明を取って、それが今度は電子証明に振り替わるわけですね。これは、市町村に窓口を出していただいて知事が証明すると、こういうことなんです。その本人が生きている、実在している、本人であるということには常に住基ネットに照合するんですよ。住基ネットがなきゃ本人確認できないんですよ。証明書が出せなくなるんですよ。

そこがなかなかつらいところなんです。来年の八月から住民が望めば市町村は住民基本台帳のカードを出せるようになるんですよ。カードが即電子証明書になるようなことを考えているんですよ。我々は、市町村が望まなきゃいけませんよ。そうなる、そのカードを持つておれば、もういろんなことの今のオンライン化も一発でできるんですね、差し込むだけで。だから、そういうことで相当変わってくると思いますので、そこは是非ひとつ御理解を。

○渡辺秀央君 その住基ネットですが、それは先ほど来話があった、不参加団体の住民があるわけですね。団体があるわけですが、その住民は電子政府、電子自治体のメリットを享受できなくなる。これは、おまえら参加しないんだから当たり前にじゃないかということばかりは言っておれないと思うんですね。やっぱこれは憲法に保障されている公正な、ひとしく国民が享受する権利である、政治のサービスは。

そういうことについて、総務省としては、この不参加している団体に対して、今私が聞いた範囲では福島県、東京では先ほど大臣が言っていた中野区を始め杉並、国分寺、それから条件付が横浜

とかありますわな。こういう団体、一体どういふうに对应していくつもりですか。説得もしていくんでしょけれども、あるいは実際には条件付というものもあるわけですが、やはりこれはITですから、これはもうひとしくみんながスタートと一緒にしなかつたら本当は意味がないと思いますよな。

この杉並と中野と国分寺には、これ全然利きませんな、個人の何が出ませんねという、反応がないですな、返答がないですなでは、これは求めていくものには通じない。それはどういふうにこれから説得されるんですか。あるいはまた促していくんですか。手段としてはどんなお考えでしょう。

○国務大臣(片山虎之助) 横浜市は市長が何度もお見えになりますし、これは段階参入ということでは我々は受け取って、段階参入も本当は制度としては想定してないんですけれども、市長さんのお立場もありますから、二百何十万は受け取って、残った方は次の段階で。ただ、これはかなり時間が掛かるんですね、手間が。そういうことで、全員参加ですということをはつきり言っておられますから。

それから、杉並と中野と国分寺市は少しずつ違うんですけれども、個人情報保護法が通ればと、こういうやや感じですね。これは東京都が中心で、総務省も加わっておりますけれども、今いろいろ話をしております。

その住民の皆さんは大変不便なんです、本当に。だから、いろんな今の法律で九十三決めているものについては全部添付、そのところはしております、私は、それが割に分かつてきているんじゃないかという感じがしますけれども、これは市長さんの立場がありますから。それから、議会はちよつとまた別の団体もあるんです、議会は反対のところも。なかなかややこしいんですけれども、引き続き説得してまいりたい。

第二部

総務委員会会議録第七号

平成十四年十一月二十一日

【参議院】

を作つたらと、こう言われているんです。それにういてはどういう準備をされているのか、これは県が中心になつていろいろ話合ひをしていただいておりますから。

いずれにせよ、まだ一次稼働といえは一次稼働ですから、是非できるだけ早く入つていただくように努力したいと思ひますが、ほかの団体からは、ああいうのがまます許していいのかという議論もほかの団体からは大分ありまして、ただ、我々は話合ひでやりますと、こういうことを言っておりますので、是非ひとつ。

○渡辺秀央君 できるだけ同時スタートができることが望ましいと思ひます。是非ひとつ効果あるように、かつまた大臣の期待が、できるだけ準備が、この法案が通ることによつて準備が整うわけですから、相当大変なこれは準備だと思ふんです。職員を始めとして、ですから、是非万全を期したスタートができることを期待をいたしておきます。

ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市です。

本論に入る前に、昨日出されたILO勧告に關して一言政府に注文しておきたいと思ひます。私は、一週間前の本委員会においても、このILO勧告が出れば新勧告に沿つた公務員諸法の改正をすべきだといふふうに申し上げました。勧告は、そのとき私が指摘したとおり、スト権、団交権については、結社の自由原則はすべての国に一樣かつ一貫して適用される、こんなふう述べておるわけでありまして、政府がこれまで改善措置を避ける口実としてきた各国の個別事情だとか日本の特事情という主張を退けていくわけですね。

ところが、今朝の新聞を見ますと、総務省は、我が国の実情を十分理解した判断とは言えず承服し難いと、相変わらず日本の特事情を挙げて勧告を受け入れる意思がないように見受けられるわけですね。これで一体、労使の信頼関係が築かれて、透明で民主的な公務員制度が構築できるのか、

か、こういう点で言うならば、否と言わざるを得ませんし、その旧態依然たる認識に私はあきれ第であります。

だから、勧告には、委員会は政府に対し、望むのであれば事務局による技術支援を利用することなどというILOの日本政府に対する痛烈な批判の一説までむしろ盛り込まれている内容です。このような時代後れの認識を改めて、公務員組合と十分に実効性ある協議をして、納得を得て所要の法改正をするように冒頭強く求めておきたいと思ひます。

そこで、前回もいろいろ情報漏えいなどのいろんな危惧される問題などを挙げてまいりました、少し今日は技術的な問題についてお尋ねしてまいりたいと思ひます。

電子政府、電子自治体にすれば経費削減になる、こんなふうにおっしゃるわけですね。しかし、このIT機器やシステム開発に多額の初期投資が要るわけで、更新だつて必要になつてくる、こんなことでしょうか。それでも行く行くは節約になるというの、対面窓口の職員削減ということになるんじゃないか、こう思ひます。

人減らしの是非は別として、この電子化でその事務について紙ベースの証明書の交付や対面による事務は廃止をするということに今の論理でいくとなるわけですね。例えば、推進派の小坂憲次衆議院議員、さきの総務副大臣ですけれども、新聞紙上で、旧来の業務フローを断ち切れ、電子化された資料と紙の二種類が併存するようでは電子政府は必要ない、こうまで言い切つておられるわけですね。

そこで、お聞きするんですが、全廃するなら正に情報弱者のための対策とかデータ破壊の場合のバックアップ対策なども経費としては加算すべきだろうと思ふんです。逆に併存させるなら、この人件費や事務費の何割を一体残すのか、併存ベースの経費試算というのには必要だろうと思ひますね。そうした試算があるのかどうか、国の事務又は自治体の事務でお聞きをしたいと思ひます。

○政府参考人(大野慎一君) 今回の行政手続のオンライン化の基本的な考え方は、従来、法令に基づきまして書類等で申請、届出するものにつきまして、これに加えて、これに加えてということとは従来どおり書類でもいいわけですが、オンラインでもできることにするという、できる規定でございます。

そして、そうなりますと、国であれ地方自治体であれ、書類での申請の方もいらつしやいますし、インターネットなどを通じておやりになる方もいらつしやるといふ事態が続くわけでございますけれども、私も前から考えておりますのは、そうなるわけでございますが、内部事務の処理の中で紙ベースのものについてはできるだけ電子的に読み取るような工夫などいたしまして、できるだけ行政の内部の事務処理というものをこの機会に変えていく、そういった工夫によつて経費の削減も図れるのではないかと、こう思つております。

一体それがどのような額になるのか、ちよつとその試算はいたしておりますけれども、またある一自治体でございまして、電子申請と電子調達、それから内部処理ですから文書管理ですね、これをシステム開発やつて運用七年間なんです、これを全部任せてやる場合に三十五億近く掛かるわけでございますけれども、これによつて全体の削減効果が、もちろん書類も残るわけですよ、そういう上ですが、全体の削減効果が五、六十億というふうな試算がありますので、いづれにしても併存、ハイブリッドにはなりますけれども、内部事務のやり方などを変えていくことによつて投資額以上の削減効果が出るということになるかと思ひます。

○又市征治君 試算がないというわけですから必ずしも、ある自治体の例だけ今出されましたけれども、どうも根拠薄弱だと言わざるを得ませんけれども、小坂さんではないけれども、紙ベースを全廃あるいは大幅削減するには本人確認の認証制度、つ

まり今回の法案の三本目、ICカードが大多数の住民に普及し終わって、かつ家庭のパソコン通信又は市区町村の役所の公衆端末がどこでもあるという、こういう状態が必要だろうということですね。

第三の法案、つまり自治体電子認証法案で提案されているICカードは、各自の銀行カードなど好きなものを持ってきてください、こんなふうに言われていますね。その民間のICカードですけれども、今ほとんど持たれていない。今後どのくらいの速さで普及するというふうに予測をされているのか、それだけでなく、このICカードの所持者が希望して市役所へ登録に出掛けてくる必要があるわけで、その歩留まりは一体どういうふうに予測をされているのか。制度ができたらみんな来るだろうという答弁では困るわけでありまして、強制しないと云っているわけですから、こちら辺の試算はあるのかどうか、お聞きしたいと思っています。

○政府参考人(大野慎一君) 私ども、この公的個人認証の仕組みを作ります場合に、秘密かぎとか電子証明書を収めるためにICカードを活用した方がセキュリティが格別高いわけでありまして、そういった前提で考えておりますけれども、法案の中にも、ICカードということではあります。例えば住基カード、これはICカードを使うということでありまして、電子証明書を申請される方があらかじめ住基カードをお持ちであれば、その空き容量の中に電子証明書などを入れるということも考えられると思っております。

そういったことが普及を進める大変大きな力になるのではないかと、このように思っているところでございます。

○又市征治君 どうも茫漠たる計画のように見えてしまうんですね。これでは窓口の職員が減るとか、あるいは節約になるという法案の理由もちよっと納得しかねるわけで、どうも莫大な投資計画だけが先行していることになるように思えます。

てならないわけです。

次に移りますが、年金まで拡大をしようということになる、どうも税務事務までもうあと一歩なのかなという懸念が出てきています。我が党は大資産家やあるいはブラックマネーなどの脱税を防ぐという観点で納税者番号制度を作ることには積極的なわけですが、しかし、それとこの国民総背番号制あるいは住基ネットとの結合という問題は全く別問題です。個人データを行政が勝手に結合することは許されませんし、また漏えいの可能性が高くなってくるんだらうと思うんです。

ところが、二〇〇七年七月の政府税調、今年六月のあるべき税制の基本方針、昨年五月五日の塩川財務大臣などは、いずれもこの住基番号を使うというように言っておる、こういう危ない話が出ているわけですね。

これについて総務省の考えはどうなのか。大臣、これは非常に重要な問題ですから大臣から明確にお答えいただきたいと思っています。

○国務大臣(片山虎之助君) 今、法律で決まっているのは特定の行政機関が恩給や共済を交付するときの本人確認情報を住基ネットから提供を求めただけの話で、今回の百七十一も同じことなんです。その電子申告なんというのは、今持っている申告書をインターネットで送れますよ、オンラインで、これだけの話なんです、納税者番号とは何の関係もありません。

○又市征治君 いや、今ILOの話も出ましたから、ここは改めて一遍この委員会でも、当然総務省が見解出しているわけですから、やりましょう。

それから、今のお話でそうした住基番号を使うというふうな他のところで言っているのは、これはないということですね、大臣。そういうふうに確認しておきます。

次に、第三番目に、電子認証における暗号方式の選定についてちよっと伺ってまいります。

年の四月に総務省と経済産業省の連名で暗号技術検討会の二〇〇一年度報告書というものが、こういうのが出ていますね。この報告書の二十七ページでは、一九九五年にネットスケープナビゲーターの暗号プログラム、つまりかぎの管理に問題が発見をされて、アメリカの諸銀行が相次いでサービスを停止に踏み切った事件を重視をしております。一流の専門家が電子的暗号そのものの未熟さを警告しているわけでありまして、総務省はこの問題についてはどういうふうな受け止めておりますか。

○政府参考人(高原耕三君) 今おっしゃいましたように、この暗号技術検討会の報告書で先生おっしゃいましたようなことが指摘をされております。この検討会そのものは、平成十三年五月から、電子政府の推奨暗号リストの作成等を行うために総務省及び経済産業省が共同でやっておりますのでございます。

この中で、一九九五年、ネットスケープ社のブラウザのソフトにおいて暗号プロトコルのためのプログラムに欠陥があるということが分かったというところが指摘されておまして、その後、この報道を受けて、当時インターネットを利用したオンラインバンキングのサービスを提供していたアメリカの銀行がサービスの停止をしたりしておりますが、これ、ネットスケープ社そのものが欠陥を修正したプログラムを配布するということがよって問題は当時は解決をいたしております。

これに關しましてでございますが、この問題というのは、暗号方式そのものに問題があったというよりは、この暗号をプログラム化する過程において問題があったというふうなことであります。

このような暗号を利用するためのプログラムというのは、各ソフトウェアの会社、ソフトウェアの会社が責任を持って個別に製作をいたすべきものでありまして、いたしておりますが、総務省としても、今後、暗号を利用するソフトウェアあるいはハードウェアの製品化のレベルでの評価についても、これ、暗号そのものの評価と、それから暗

号の製品化の局面、それから暗号を、プロトコルといましてやったり取ったりする場合の三つの局面がございます。今回、今の先生御指摘のケーヌは暗号を製品化する局面での問題点でございます。この辺の問題点についても、今御指摘の検討会を通じて、今後とも総務省としても検討していく必要があるというふうな考えておるところでございます。

○又市征治君 今ありました、報告書は、「暗号技術の欠陥が社会に大きな影響を及ぼした」と、こんなふうな文言をしているわけですね。

ネットスケープナビゲーターといえども最もメジャーなソフトの一つ。悪意だつたら一瞬のカード操作で何十ドルという盗難に遭つたんだらうと思いますが、たまたま善意の人が見付けたということでは問題はなかったというふうな伝えられておりますけれども、お金で済めばいいけれども、行政が保有するプライバシーの侵害だつたことになると、お金ではもう取り返しが付かないということになるんだらうと思います。

そういう意味で、この報告書の最後の三十一ページには、二〇〇二年十月にこの検討会がお勧めする暗号に関するリスト案を作成し、各省庁において合意を目指すというふうになっているわけですね。現在十一月ですけれども、このリスト案は出されたのかどうか、まずこれ一つお聞きしておかなきゃなりません。

また、それはこの十二ページから十五ページに挙げられている公開かぎ暗号技術八種類など計二十五種類というものと同じなのかどうか違うのか、あるいは増えたのか減ったのか、この点お答えをいただきたいと思っています。

○政府参考人(高原耕三君) 今、先生御指摘のように、この「暗号技術検討会二〇〇一年度報告書」に公開かぎ暗号として八種類、それから共通かぎ暗号として十一種類、ハッシュ関数として五種類、疑似乱数生成系として一種類挙げられております。

この検討会においては、現在、この二〇〇一年

度の提案のものも含めて、更に追加ないし公募した暗号もございまして、現在既に広く利用されている暗号方式もございまして、そういうものを含めて、全部、大体数えまして四十種類ぐらいございまして、そういうものを対象に本年度中にリストを作成する予定で今検討しております中でございまして。具体的には、今月中にパブリックコメントに付するという予定でやっております、この増減はまだ、増えるか減るかといったことも含めて、今お答えできる段階にはございません。

○又市征治君 まだ遅れてきているわけですね。同じく十ページでは、そのリスト案に基づき総務省及び経済産業省において各省の合意を目指し、その日付は二〇〇二年度末だというふうに書かれています。リスト案がそういう意味で遅れているわけでありまして、そうすると各省の合意も遅れることになるのかどうか、お答えください。

○政府参考人(高原耕三君) 今申し上げたように、特に遅れているというような状況ではございません。

それで、各省庁の合意は、今年度中に各省庁間の連絡会議等によりまして合意を目指すということとはできるというふうに考えております。

○又市征治君 まだ専門段階でたくさん候補があるということでありまして、そうすると、なぜこんなにスケジュールを詰めて法律の成立を急ぐのか、ちょっと理解ができないんですけれども。

もう一つ、政府各省の暗号検討会と自治体に使わせる個人認証の暗号の選定とは別だという話なんです、なぜ同じ総務省が別々に選定をされるのか、暗号という狭い専門分野なのにまだ別の有力な専門家がいるということなのかどうか、このところをもう少し説明してください。

○政府参考人(大野慎一君) この暗号技術の分野というのは大変技術の進歩が速い分野でもありますので、私どもが今お出しをいたしておりますいわゆる公的個人認証法案における暗号技術の利用につきましては、法律案の中であるわけでございます。

○又市征治君 正にこの分野は日進月歩、この間大臣は秒分までをおっしゃったけれども、そういう状況でまだ固まっていけない、そんな段階なのに法律で公開かぎ方式に固定をするというのは早計ではないかというふうに思っています。

この分野において言えば、この間も出ましたけれども、指紋方式であるとか、あるいは顔で見るとか、手のひらの静脈で見るとか、ひとみで見るとか、いろんな分野の問題もあるんだというのが先般のときにも出ましたけれども、そういう意味では、どうも公開かぎ方式に固定するというのは早計ではないかと、こう思えてなりません。

それこそ、ロッキード、グラマンの利権争いじゃありませんけれども、IT産業が不況だと、これの救済をやらなにかめという立場から、どうもそういう意味では、このことが先行されて裏にあるのではないかとという疑念がそういう意味では最近大きくさやかれるようになりました。そういう意味で、どうも専門家の検討会のこういう話なんかも、だしではないかというふうに、こういう疑念さえも持たざるを得ないわけでありまして。

そこで、以上二日間、私もいろいろと疑念やいろんなことを述べ、そしてできるだけかみ合わせ、そういう意味では国民の皆さんの疑念など払拭できればと思つてやっていたんですが、いずれにいたしましても、今この三法案を決めるのはやはり時期尚早だというふうに思っています。時間がなくなりましたので、最後に一つだけ確認を求めておきたいと思つています。これは一番初めにお聞きをした点ですけれども、行政サービスは

全住民の基本的な権利でありますし、情報リテラシー、つまりコンピュータを使いこなせるか否かで差が付いてはならないわけでありまして、そのためにどういう担保をするのか。具体例としては、自宅などでパソコンを持たない人とか、電子証明の前提となるICカードを持たない人、また持ちたくない人もいるわけでありまして、これらにも引き続きサービスをどう保障するのか、その点の確認を伺いたいと思つています。

○政府参考人(大野慎一君) 行政手続オンライン化法案の条文にもございまして、従来どおり書面でもできるわけですが、国民の選択によりましてインターネットでもできるようにすることでございます。

○又市征治君 終わります。

○委員長(山崎力君) 他に御発言もないようですから、「質疑続行」採決反対と呼ぶ者あり三案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより三案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております三法案に、いずれも反対の立場から討論を行います。

この三法案は、すべて住基ネットの運用に土台を置いていて、九九年の改正住基法と一体のものであると同時に、審議の中でも政府が明言している住基ネットの利用の際限のない拡大計画の不可欠な一段階となつていっているものです。広範な国民の世論にも九九年当時の首相答弁にも反する住基ネットの運用開始を強行してから、わずか四か月しかたっていない今、このような形で新たなステップへと足を踏み出すことを到底認めることはできません。

日本共産党は、電子自治体や電子政府の意義を否定するものではありません。しかし、仮にこれを進めるのであれば、個人情報の分散化を大前提として、マッチングの手掛かりとなる統一なコードは作るべきではありません。我が党は、中央集権型のオンライン化には、断固として反対の立場に立つものです。

それは、第一に、これが個人情報の民間への漏えいと不正利用の危険を極度に増大させることになるからです。万一、指定情報処理機関への侵入があれば、全国民のプライバシーが根こそぎ盗み取られてしまいます。そうでなくとも、コードの付いた四情報が流通する範囲が増えれば増えるほど、漏えいの危険も大きくなることは自明の理ではありません。

第二に、こういう方向での情報化が、公権力に対して国民のプライバシーが丸裸にされる監視社会への道につながりかねないからです。政府は、取扱いは法律に明記された事務に限られるとしていますが、昨今の不祥事の連続の中で、こうした説明を額面どおりに受け取る国民がどれだけのでしょうか。また、本来地方自治体の固有の業務である住民基本台帳のデータが、個別地方自治体による裁量の余地が全くない形で指定情報機関から中央省庁に提供されることは、住民自治の原則とも自己情報コントロールの権利とも相入れないものだと言わなくてはなりません。

以下、個別の法案にかかわる反対理由を申し上げます。

行政手続などの情報通信の技術の利用に関する法律案は、以上述べたような住基ネットの運用を前提とした法案であると同時に、総合行政ネットワークによって住民の個人情報を含む行政情報を民間機関の管理にゆだねる道が開かれるという問題を含んでおり、認めることはできません。

同法の関係法整備法案は、正に住基ネットの利用事務を現行の九十三事務から一挙に二百六十四事務、三倍近くへと拡大するものであり、論外と言ふべきです。

関連して悪用される可能性がある変更情報ファイル等を多数の民間機関の手に渡すことになるものです。公的な認証制度を作るのであれば、住民票コードや住民ネットワークと完全に切り離したものにすべきです。

なお、本日、この法案の討論と採決が強行されようとしていることに、改めて抗議をするものです。

そもそも、九九年の改正住基法は、対総理質疑を含む、衆議院だけでも二か月間の委員会審議と参議院本会議での二日間にもわたる厳しい与野党対決を経て強行されたものです。その際の議論を根本から覆す重大な政府答弁が続出しているような審議を、参考人質疑すら行わず、わずか二回の質疑で終わらせることができないのは当然ではありませんか。

理事会の場合でも、審議の続行を要求したのは我が党だけではありませんでした。それを、正規の理事を占める一部会派だけの意見で打ち切るばかりでなく、私の、質疑終局については委員会の場で採決を求めるという最低限の要求さえ封殺したのです。

このような委員会運営そのものに厳しく抗議して、反対討論といたします。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律など、いわゆるオンライン関連三法案に反対の立場で討論を行います。

反対の第一の理由は、今回の電子政府、電子自治体が、自治体や住民の議論が不足をしている中で、国主導で行われている点です。

政府は、e-Japanなるものを国家戦略だとして、地方自治を考慮することなく、電子自治体の到達目標と実現年次を一方向的に決定し、国で定めたシステムを無理やり強行しようとしています。

予算、人材の不足等からまだまだ未着手法な自治体も多く存在していますし、国民的議論も不足し

ていると言わざるを得ません。また、インターネットを利用できない住民や外国籍市民の切捨ての可能性もあります。

反対の第二の理由は、事務の標準化による国の統制・管理強化と地方自治の骨抜きにつながる点です。

電子文書化と総合行政ネットワーク、霞が関WANとの接続は、政府から自治体への電子メールが増え、また自治体からの統計データの調査項目が今以上に細くなるなど、国による統制、管理が強まるおそれがあります。

また、電子化によって標準仕様やシステムが構築されれば、自治体の判断による独自性の発揮ができなくなる可能性もあります。職員が住民と直接接する機会が減少し、住民や地域をパソコンを通して見るばかりで、職員としての知識や経験が重視されなくなり、行政の標準化、画一化が進む一方、地域の実情の反映や住民による自治の側面が薄れかねません。このように、住民自治の後退を招くことになりかねません。

第三の理由は、企業、財界のための利権作りが先行しているのではないかとことです。

一時期、IT関連産業はリーディング産業として竹中大臣ももてはやしていましたが、現在、IT不況が深刻化しています。電子政府、電子自治体は、中央省庁向けだけで二兆円、自治体向けなども含めると、その三、四倍の市場規模と見込まれ、また、企業が自治体IT化こそ商機だとして照準を合わせ、現に暗号方式の選定をめぐって、メーカーなど日米大企業間の暗闘が繰り広げられています。

第四の理由は、住民ネットワークとの関係です。

多くの自治体が住民ネットワークの稼働に対し延期や凍結を求める意見書を採択し、また日本弁護士連合会のアンケートにおいても慎重論が相次いでいるのに、整備法案では、住民台帳法の再改正として百七十一事務を新たに加える内容が含まれています。

このような重要課題は整備法の中で改正するのではなく、本来、独立の法案として問うべきものです。しかも中身も、「システム利用の安易な拡大を図らないこと」という住基法改正時の附帯決議に抵触するものです。公的個人認証サービスも、一般商取引にも使われることが期待されており、住民ネットワークの営利目的利用につながる懸念があります。

最後に、現在のような拙速なスピード審議では国会の見識が問われます。なぜなら、個人情報保護関連法案も成立しておらず、住民ネットワーク稼働への批判が高まっている中、わずか三か月で住民ネットワークのなし崩し的な利用拡大を認めるものだからです。

社民党は参考人質疑を要求しましたが、当委員会は自治体関係者からの意見陳述も、またITやセキュリティの専門家からのヒアリングもしていません。今後の自治体と住民の利害に大きくかわる電子政府、電子自治体について、ほんのわずかの拙速審議で採決することは、良識の府にふさわしくないものであり、強い憂慮を表明して、反対討論を終わります。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

先ほどの片山大臣の発言中に不適切と認められる言辞があったように思われますので、後刻速記録を調査の上、適当な措置を取ることといたします。

これより採決に入ります。

まず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤君から発言を求められておりますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各党派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案に対する附帯決議案(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記の事項の実現に努めるべきである。

一、電子政府、電子自治体の構築に当たっては、国民の理解を得つつ、行政サービスの質の向上が図られるよう情報通信基盤の整備を進めるとともに、地域間格差が生じないよう地方公共団体に対し、必要な支援を行うこと。

二、情報通信技術の利用の有無により行政サ

ビスの内容に差異が生じることのないよう十分留意するとともに、国民の情報通信利用技術の向上のための施策を一層進めること。

三、行政手続のオンライン化、地方公共団体の認証業務を行うに当たっては、情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、技術革新に対応したセキュリティ対策、個人情報保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性が確保されるよう万全を期すること。

四、行政手続のオンライン等に従事する関係者のモラルの維持・向上、徹底したデータの管理、法令の遵守、責任体制の明確化を図ること。

五、プライバシー保護及び個人情報保護の重要性にかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用・安易な利用の拡大を行わないこと。

六、本年八月に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムに関しては、セキュリティを確保する観点から、地方公共団体において、その実施状況を自ら点検し、必要に応じ外部監査を受けるようにするとともに、政府は住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について適時公表すること。

七、行政手続のオンライン化が国民生活及び国民の権利に密接に関係することから、本法律施行に伴う政省令の制定及びその運用に当たっては、国会における論議及び地方公共団体等の意見を十分踏まえるとともに、状況の変化に応じて必要な見直しを行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山崎力君) たゞいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、伊藤君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきまして、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(山崎力君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎力君) 次に、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便法中国の損害賠償責任の免除又は制限に関する規定は部分的に憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、国の損害賠償責任の範囲の拡大等を行うとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をする郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることを定めることとしております。

第二に、郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は過失により、引受け及び配達

記録をする郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものをその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずることを定めることとしております。

その他、これらの損害賠償の請求には、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は適用されないこととする等の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便法の一部を改正する法律案

一、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案

一、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案

一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法の一部を改正する法律案

郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の見出しを「(損害賠償の範囲)」に改め、同条第一項中「に限り」を「には」に改め、同条に次の三項を加える。

郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、第一項各号に規定する郵便物その他この法律又はこの法律に基づく総務省令の定めるところにより引受け及び配達記録をする郵便物(次項において「記録郵便物」という。)に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害の全部又は一部についてこの法律の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りでない。

記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達の取扱いその他総務省令で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「重大な過失」とあるのは、「過失」とする。

郵政事業庁長官は、第一項及び第三項本文に規定する場合を除くほか、郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったことにより生じた損害を賠償する責めに任じない。

第六十九条中「損害が」を「前条第一項に規定する損害が」に、「前条」を「同項」に改める。

第七十条の見出しを「(郵便物の無損害の推定)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「変り」を「変わり」に、「損害がない」を「その郵便物に損害が生じていない」に改める。

第七十一条の見出しを「(郵便物の損害の検査)」に改め、同条第一項中「郵政事業庁長官」を「郵便物に郵政事業庁長官」に、「立会のもとに」を「立会の下に」に改める。

第七十二条の見出し中「因る」を「よる」に改め、同条中「立会」を「立会い」に、「郵便物につき」を「郵便物に生じた損害につき」に改める。

第七十三条の見出しを「(特定の場合の損害賠償の請求権者)」に改め、同条中「損害賠償」を「第六十八条第一項の規定による損害賠償」に改める。

第七十四条中「差し出した日」の下に「(総務省令で定める郵便の役務に係る損害にあつては、当該

役務を提供した日」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第七十五条中「郵政事業庁は、」の下に「郵便物に生じた損害につき」を、「その賠償受領者」の下に「その者がその郵便物の差出人又は受取人以外の者であるときは、その郵便物の差出人。以下この条において同じ。」を加え、「全部又は一部を返付して」を「額の全部又は一部に相当する金額を納付して」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郵便法第六十八条から第七十五条までの規定は、同法第六十八条第三項に規定する損害であつてこの法律の施行前に生じたもののうち改正前の郵便法第七十四条の規定を適用したとした場合において損害賠償の請求権が消滅していないものについても、適用する。この場合において、改正後の郵便法第七十四条中損害賠償とあるのは「第六十八条第三項の規定による損害賠償」と、「当該郵便物を差し出した日（総務省令で定める郵便の役務に係る損害にあつては、当該役務を提供した日）」とあるのは「郵便法の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）の施行の日」とする。

(日本郵政公社法施行法の一部改正)

3 日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条のうち郵便法第六十八条の改正規定中「郵便約款の」の下に「改め、同条第三項中「郵政事業庁長官を」公社に」、又はこのを「若しくはこの」に改め、「総務省令」の下に「又は郵便約款」を加え、同条第五項中「郵政事業庁長官を」公社に」を加える。

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案  
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一

部を改正する法律

平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律

第二章 平和祈念事業特別基金

第一節 総則（第三條―第九條）

第二節 設立（第十條―第十四條）

第三節 管理（第十五條―第二十六條）

第四節 業務（第二十七條―第二十八條）

第五節 財務及び会計（第二十九條―第三十條）

第六節 監督（第三十一條―第三十二條）

第七節 雑則（第三十三條―第三十四條）

目次中

第二章 独立行政法人平和祈念

第一節 総則（第三條―第七

第二節 役員及び職員等（第

第三節 業務等（第十三條―

第四節 雑則（第十七條―第

第三十八條）

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

条を

第三条の見出しを「（基金の目的）」に改め、同条中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改め、同条を第四條とし、第二章第一節中同条の前に次の一條を加える。

（名称）  
第三条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号、以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二條第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人平和祈念事業特別基金とする。

第五条を次のように改める。

（事務所）  
第五条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

第六条第一項を次のように改める。

基金の資本金は、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第号）第十五條第一項において「改正法」という。附則第二條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第七条の見出しを「（名称の使用制限）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八条、第九条及び第二章第二節を削る。

第二章第三節の節名中「管理」を「役員及び職員等」に改める。

第十五條を削る。

第十六條第一項中「理事長一人、理事一人及び監事一人」を「その長である理事長及び監事二人」に改め、同条第二項中「前項の理事のほか、非常勤の」を削り、第二章第三節中同条を第八條とし、同条の次に次の二條を加える。

（理事の職務及び権限等）  
第九條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九條第二項の規定により理事長の職務を代理し又

はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（役員任期）  
第十條 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十七條から第二十三條までを削る。

第二十四條第二項中「十人」を「九人」に改め、同条第四項中「第十九條並びに第二十一條第二項及び第三項」を「通則法第二十三條第二項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第二十四條を第十一條とする。

第二十五條を削る。

第二十六條の見出しを「（役員及び職員の地位）」に改め、同条を第十二條とする。

第二章第三節を同章第二節とする。

第二章第四節の節名中「業務」を「業務等」に改める。

第二十七條の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第一項中「基金は、第三條を基金は、第四條」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 前三号に掲げるもののほか、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十七條第二項中「第四十三條第二項」を「第二十二條第二項」に、「第五十五條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条第三項を削り、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）  
第十四條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第三号の規定に基づき基金が交付する助成金について準用す

る。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは、独立行政法人平和祈念事業特別基金と、「各省各庁の長」とあるのは、独立行政法人平和祈念事業特別基金の理事長と、同法第二条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは、独立行政法人平和祈念事業特別基金の事業年度」と読み替えるものとする。

第二十八條を削る。

第二章第五節の節名及び第二十九條から第三十三條までを削る。

第三十四條中「第二十七條第一項」を「第十三條第一項」に、「第六條第一項及び第二項」を「改正法附則第二条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第六條第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通則法第四十七條及び第六十七條(第四号に係る部分に限る。)の規定は、運用資金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第三十四條を第十五條とし、同条の次に次の一条を加える。

(積立金の処分)

第十六條 基金は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三條に規定する業務の財源に充てることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條から第三十八條までを削る。

第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第四節 雑則

(主務大臣等)

第十七條 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第十八條 国家公務員宿舎法昭和二十四年法律第百十七号の規定は、基金の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十九條 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第二章第六節及び第七節を削る。

第四十三條第二項中「前章の規定により基金が設立されたときは」を削り、第三章第一節中同条を第二十二條とする。

第三章第二節中第四十四條を第二十一條とし、第四十五條から第四十七條までを二十三條ずつ繰り上げる。

第四十八條第二項中「第四十六條第三項」を「第二十三條第三項」に改め、同条を第二十五條とし、第四十九條を第二十六條とし、第五十條を第二十七條とする。

第五十一條中「第四十七條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第二十八條とする。

第五十二條第二項中「第四十七條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第二十九條とする。

第五十三條を削る。

第五十四條第一項中「第四十七條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第三十條とする。

第五十五條第一項中「前章の規定により基金が設立されたときは」を削り、「第四十四條第二項」を「第二十一條第二項」に改め、同条を第三十一條とする。

第三章第三節中第五十六條を第三十二條とする。

第五十七條の前の見出し及び同条を削る。

第五十八條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十七條第一項及び第二項」を「第十三條に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第三十五條」を「第十五條」に改め、「又は業務上の余裕金」を削り、同条を同条第三号とし、同条第五号を削り、第四章中同条を第三十三條とする。

第五十九條中「第七條第二項」を「第七條」に改め、同条を第三十四條とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(旧基金の解散等)

第二条 この法律による改正前の平和祈念事業特別基金等に関する法律(以下「旧法」という。)第二章の規定により設立された平和祈念事業特別基金(以下「旧基金」という。)は、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて基金が承継する。

2 旧基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 旧基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧法の規定に基づき政府から旧基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

5 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、基金が承継する資産の価額(前項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。)が、基金が承継する負債の金額と第八項の規定により国庫に納付する金額との合計額を超えるときは、その差額に相当する額は、基金の積立金として整理するものとする。

6 前項に規定する資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

8 基金は、基金の業務の遂行に支障のない範囲内において国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付するものとする。この場合において、国庫に納付する金額は、基金が承継する資産の価額(第四項の規定により政府から基金に対し出資があつたものとされた金額を除く。)から、基金が承継する負債の金額を差し引いた額に相当する金額を限度とする。

9 前項の規定による納付金の納付の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(処分、手続等に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に旧法第十八条を除く。の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)又はこの法律による改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 前三条に定めるもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第六條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一平和祈念事業特別基金の項を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第七條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第八十八号中「平和祈念事業特別基金」を「独立行政法人平和祈念事業特別基金」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第八條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表平和祈念事業特別基金の項を削る。

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人通信総合研究所法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人情報通信研究機構法

目次中「第六條」を「第九條」に、「第七條」第九條を「第十條」第十二條に、「第十條」第十一條を「第十三條」第十九條に、「第十二條」を第二十條「第二十二條」に、「第十三條」を「第二十三條」第二十四條に改める。

第一条中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

第十三條中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十條」を「第十三條」に改め、同条第二号中「第十一條」を「第十三條」に改め、「総務大臣の承認を」総務大臣又は総務大臣及び財務大臣の認可又は承認に改め、「その下に」認可又はを

加え、同条を第二十四條とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二十三條 第十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四章を削る。

第十一条の見出しを「(利益及び損失の処理の特例等)」に改め、同条第一項中「研究所」を「機構」は、債務保証勘定及び一般勘定においてに改め、「総務大臣の下に」(債務保証勘定については総務大臣及び財務大臣)を加え、「前条」を「第十三條」に改め、同条第二項中「総務大臣の下に」(債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣)を、「独立行政法人評価委員会」の下に「(債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省

の独立行政法人評価委員会)を加え、同条第三項中「研究所」を「機構」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 機構は、通則法第四十四條第一項の規定にかかわらず、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、残余の額のうち政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付しなければならない。

5 機構は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定において、前項に規定する残余の額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、通則法第四十四條第三項の規定により同項の使途に充てられる場合は、この限りでない。

6 第一項から第三項までの規定は、基盤技術研究促進勘定及び出資勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四條第一項又は第二項」とあるのは「第五項又は通則法第四十四條第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第五項」と、「債務保証勘定については」とあるのは「出資勘定については」と、第二項中「債務保証勘定に係る」とあるのは「出資勘定に係る」と、第三項中「第一項」とあるのは「第一項(第六項において読み替えて準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

第十一条を第十六條とし、同条の次に次の三條及び一章を加える。

(信用基金)

第十七條 機構は、第十三條第二項第四号に掲げる業務通信・放送開発法第六條第一項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。第三項において同じ。に関する信用基金を設け、改正法附則第三條第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額並びに第七條第二項の認可を受けた場合において

て同条第三項及び第四項の規定により信用基金に充てらるべきものとして出資された金額と改正法附則第三條第十項の規定により政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び機構が負担する保証債務の弁済に充てたことを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てらるものとする。

2 前項に規定する信用基金は、総務省令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

3 機構は、第十三條第二項第四号に掲げる業務を廃止した場合は、信用基金を廃止するものとし、その廃止の際なお残余があるときは、当該残余については各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

(補助金等に関する法律の適正化に関する法律の適用)

第十八條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)以下この条において「補助金等適正化法」という。の規定(罰則を含む)は、第十三條第一項第九号、同条第二項第三号(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律第四條第一号に係る部分に限る。)、第四号(通信・放送開発法第六條第一項第三号に係る部分に限る。及び第五号(障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。))の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法第二條第七項を除く。中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二條第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに

第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

#### (報告及び検査)

第十九条 総務大臣又は財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 第四章 雑則

##### (出資者原簿)

第二十条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、基盤技術研究促進助定に係る出資、債務保証助定に係る出資、出資助定に係る出資及び一般勘定に係る出資ごとに、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日  
又は出資者の持分の譲受けの年月日

##### 三 出資額

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

##### (主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣は次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、総務大臣

(第十三条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。))に係る財務及び会計に関する事項については、総務大臣及び財務大臣

二 第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び文部科学大臣

三 第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ハ又は又に掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び農林水産大臣

四 第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号ニ又はホに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国土交通大臣

五 第十三条第二項第一号に掲げる業務のうち公共電気通信システム法第四条第一号イに掲げる技術及び同号チに掲げる技術に係る業務に関する事項については、総務大臣及び国家公安委員会

六 第十三条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。))に関する事項については、総務大臣及び財務大臣

七 第十三条に規定する業務のうち第二号から前号までに掲げる業務以外のものに関する事項については、総務大臣

2 前項第五号に掲げる業務に関する通則法第六十四条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは「職員(国家公安委員会にあっては、警察庁の職員)」とする。

3 機構に係る通則法における主務省は、総務省とする。

4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣(主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣)の発する命令とする。  
(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十二條 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十五條第二項、第三十八條第三項、第四十四條第四項、第四十五條第四項及び第四十八條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 総務省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第六号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行うとき

二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。))の規定による勧告をしようとするとき

七号の次に次の四号を加える。

八 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。

九 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

十 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。

十一 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号。以下「公共電気通信システム法」という。))第四条に規定する業務

二 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第七条に規定する業務

三 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成十三年法律第四十四号)第四条に規定する業務

四 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。))第六条に規定する業務

五 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号。以下「障害者利用円滑化法」という。))第四条に規定する業務

第三章中第十条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(業務の委託)

第十四条 機構は、総務大臣及び財務大臣の認可を受けて、前条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定を除く。))の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託を受けた業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。))の役員又は職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(区分経理)

第十五条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下それぞれ「基盤技術研究促進勘定」、「債務保証勘定」、「出資勘定」及び「一般勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第二項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

二 第十三条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第一号及び第四号に掲げる業務に限り、これらに附帯する業務を含む。)

三 第十三条第二項第四号に掲げる業務(通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。)

四 前三号に掲げる業務以外の業務(これに附帯する業務を含む。)

第九条を第十二条とする。

第八条第一項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十一条とする。

第七条中「研究所」を「機構」に、「三人」を「五人」に改め、第二章中同条を第十条とする。

第六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、「された金額」の下に「及び附則第六条第一項の規定により政府から出資があつた金額並びに独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号。以下「改正法」という。)

附則第三條第五項、第七項及び第八項の規定により政府から出資があつたものとされた金額、改正法附則第三條第六項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額及び改正法附則第三條第九項の規定により政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 機構は、第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第四号に掲げる業務に必要な資金又は第十七条第一項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは、総務大臣(第十七条第一項に規定する信用基金に充てるため必要が

あるときは総務大臣及び財務大臣)の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができ、この場合において、政府は、第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金、同条第四号に掲げる業務に必要な資金又は第十七条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

4 政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、機構に出資することができる。

第六条を第七条とし、第一章中同条の次に次の二条を加える。

(持分の払戻し等の禁止)

第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分移転の對抗要件)

第九条 出資者の持分の移転は、取得者について第二十條第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に對抗することができない。

第五条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「研究所」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「(機構の目的)」に改め、同条中「独立行政法人通信総合研究所(以下「研究所」という。)」を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)」に、「以下同じ」を「第十三条第一項において同じ」に改め、「及び開発」の下に「高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興」を加え、「情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術

の向上を図り、もつて」を削り、同条を第四条とする。

第二条中「独立行政法人通信総合研究所」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改め、同条を第三條とし、同条の前に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高度通信・放送研究開発 通信・放送技術(電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下同じ。))の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術をいう。)

二 通信・放送事業分野 電気通信業又は放送業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であつて、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。))の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

附則第九條から第十一條までを削る。

附則第八條中「前条」を「附則第七條」に改め、同条を附則第十八條とし、附則第七條の次に次の十條を加える。

(機構に対する日本政策投資銀行の出資)

第八条 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)第二十条第一項の規定にかかわらず、財務大臣の認可を受け

て、機構に出資することができる。

2 前項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第四十条第二項中「出資」とあるのは「出資及び独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)附則第八條第一項の規定により行う出資」と、同法第五十四條第一号中「場合」とあるのは「場合及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八條第一項の規定により財務大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び独立行政法人情報通信研究機構法附則第八條第一項の規定による出資」とする。

3 第一項の規定により日本政策投資銀行が出資する場合においては、日本政策投資銀行法第二十条第二項の規定は適用しない。

(業務の特例)

第九条 機構は、第十三條に規定する業務のほか、当分の間、難視聴地域(日本放送協会が放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第九条第五項の規定によりテレビジョン放送(放送法第二條第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下この項において同じ。))があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければその地域においてテレビジョン放送を受信できるようにすることが困難と認められる地域をいう。))において日本放送協会の衛星放送(テレビジョン放送であつて、放送衛星(放送法第二條第一号に規定する放送を行うための無線設備及びこれに附属する設備のみを搭載する人工衛星をいう。))の無線局により行われるものをいう。))を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、第十三條に規定する業務のほか、当分の間、電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」という。))第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の間、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法平成十一年法律第六十三号の第六条に規定する業務を行う。

4 機構は、第十三条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）次項において「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。附則第二条第一項の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継した株式であつて、改正法附則第三条第一項の規定により通信・放送機構から承継したものの処分の業務を行う。

5 機構は、第十三条に規定する業務のほか、平成十三年基盤技術研究法改正法第一条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一項第一号及び平成十三年基盤技術研究法改正法第二条の規定による改正前の基盤技術研究円滑化法第三十一条第一号の規定により通信・放送機構が基盤技術研究促進センターから承継したものであつて、改正法附則第三条第一項の規定により通信・放送機構から承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

6 機構は、第十三条に規定する業務のほか、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

（業務の委託等）

第十條 機構は、総務大臣の認可を受けて、前条第五項に規定する業務について、金融機関その他政令で定める法人に対し、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定による総務大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託する

ことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人の役員又は職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（通信・放送承継勘定）

第十一條 機構は、附則第九条第四項から第六項までに規定する業務（次条において「通信・放送承継業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条及び次条において「通信・放送承継勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 機構は、通信・放送承継勘定における業務上の余剰金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができる。

（通信・放送承継勘定の廃止等）

第十二條 機構は、通信・放送承継業務を終えたときは、通信・放送承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際通信・放送承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額を改正法附則第三条第六項の表三の項の中欄に掲げる者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお通信・放送承継勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 機構は、第一項の規定により通信・放送承継勘定を廃止したときは、その廃止の際通信・放送承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

（衛星管制債務償還勘定）

第十三條 改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、機構は、通信・放送機構法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十九

号）附則第二条第一項の規定により政府の一般会計から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金及び同条第三項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に対し無利子で貸し付けられた資金に係る債務（第三項において「衛星管制債務」という。）の弁済に関する経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下この条において「衛星管制債務償還勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 改正法附則第三条第一項の規定により機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときにおいて、その承継の際における改正法附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第四十一条第二項に規定する一般勘定に属する資産及び債務は、衛星管制債務償還勘定に帰属するものとする。

3 機構は、前項の規定により衛星管制債務償還勘定に帰属することとなつた衛星管制債務の弁済が完了した日において、衛星管制債務償還勘定を廃止するものとし、その廃止の際衛星管制債務償還勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

（衛星放送受信対策基金）

第十四條 機構は、附則第九条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、改正法附則第三条第八項の規定により受信対策基金に政府から出資があつたものとされた金額並びに附則第十六条により読み替えられた第七條第三項の規定により受信対策基金に充てるべきものとして政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、受信対策基金の運用によつて生じた利益の一部を通則法第三十條第一項に規定する中期計画において定められた範囲内において第十三條第二項第五号

に掲げる業務（障害者利用円滑化法第四条第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費の一部に充てることができる。

3 通則法第四十七条及び第六十七條（第四号に係る部分に限る。）の規定は、受信対策基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七條第三号中「金銭信託」とあるのは「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替へるものとする。

（高度電気通信施設整備促進基金）

第十五條 機構は、電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

2 高度電気通信施設整備促進基金は、附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六条第二号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

（業務の特例に係る資本金等の特例）

第十六條 附則第九条の規定により機構の業務が行われる場合には、第七條第二項中「又は第七條第一項に規定する信用基金」とあるのは「第七條第一項に規定する信用基金又は附則第十四條第一項に規定する衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）と、同条第三項中「又は第七條第一項に規定する信用基金」とあるのは「第七條第一項に規定する信用基金又は受信対策基金」と、第十四條第一項中「の一部」とあるのは「又は附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤法臨時措置法（平成三年法律第二十七号）以下「電気通信基盤法」という。）第六條第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）若しくは附則第九条第三項に規定する業務（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第六條第一号に掲げる業務に限り、債務の保証の決定を除く。）の一部」と、第十五條第二号並びに第二十一條第一項第一号及

び第六号中「含む。」とあるのは「含む。」並びに附則第九條第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九條第三項に規定する業務」と、第十六條第一項中「及び一般勘定とあるのは、附則第十一條第一項に規定する通信・放送承継勘定、附則第十三條第一項に規定する衛星管制債務償還勘定及び一般勘定」と、「第十三條に規定する業務」とあるのは「第十三條及び附則第九條に規定する業務並びに附則第十三條第一項に規定する債務の弁済」と、第十七條第一項中「同じ。」とあるのは同じ。）並びに附則第九條第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九條第三項に規定する業務」と、同條第三項中「業務」とあるのは「業務並びに附則第九條第二項に規定する業務（電気通信基盤法第六條第一号に掲げる業務に限り、これに附帯する業務を含む。）及び附則第九條第三項に規定する業務」と、第十八條中「（障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。）とあるのは「（障害者利用円滑化法第四條第一号に係る部分に限る。）並びに附則第九條第一項」と、第十九條第一項及び第二十三條中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関又は附則第十條第一項の規定により業務の委託を受けた者」と、第二十條第二項中「及び一般勘定に係る出資とあるのは、附則第十一條第一項に規定する通信・放送承継勘定に係る出資、一般勘定に係る出資、受信対策基金に係る出資を除く。」及び受信対策基金に係る出資と、第二十一條第一項第七号中「第十三條とあるのは「第十三條及び附則第九條と、第二十四條第一号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び附則第九條」とする。」（過料）

構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則  
（施行期日）  
第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三條、第四條及び第十二條の規定は、公布の日から施行する。

第二條 独立行政法人情報通信研究機構への移行  
第二條 独立行政法人通信総合研究所（附則第五條において「研究所」という。）は、この法律の施行の時に、独立行政法人情報通信研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。

（通信・放送機構の解散等）  
第三條 通信・放送機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において研究機構が承継する。

2 前項の規定による承継の際に通信・放送機構が有する資産であつて次に掲げるものは、この法律の施行の時に、国が承継する。

一 附則第九條の規定による廃止前の通信・放送機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「旧通信・放送機構法」という。）第三十三條の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

二 旧通信・放送機構法第三十三條の二に規定する研究開発勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

三 基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）第九條に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。）附則第九條に規定する通信・放送承継勘定（以下「旧通信・放送承継勘定」という。）に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

うち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

五 旧通信・放送機構法第三十三條の二に規定する衛星所有勘定に属する残余財産

六 附則第十六條の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第五十六條の五第一項に規定する特別通信・放送基盤施設整備基金に属する残余財産

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 通信・放送機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、研究機構が従前の例により行うものとする。この場合において、旧通信・放送機構法第三十二條第一項に規定する財務諸表の承認については、旧通信・放送機構法第四十三條第一項の規定（附則第二十二條）を適用するものとする。

一条の規定による改正前の特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）第六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、なお効力を有する。

5 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、旧通信・放送機構法第三十三條の二に規定する研究開発推進勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に、独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号。以下「研究機構法」という。）第十五條第四号に掲げる業務に必要な資金に充てられるものとして示して出資されたものとする。

6 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、次の表の上欄に掲げる金額は、それぞれ、同表の中欄に掲げる者から研究機構に、同表の下欄に掲げる業務に必要な資金に充てられるものとして示して出資されたものとする。

| 政府           | 研究機構法第十五條第三号に掲げる業務          |
|--------------|-----------------------------|
| 政府           | 研究機構法第十五條第一号に掲げる業務          |
| 政府及び当該政府以外の者 | 研究機構法附則第九條第四項から第六項までに規定する業務 |

7 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てられるものとして示して出資されたものとする。

| 政府           | 研究機構法第十五條第三号に掲げる業務          |
|--------------|-----------------------------|
| 政府           | 研究機構法第十五條第一号に掲げる業務          |
| 政府及び当該政府以外の者 | 研究機構法附則第九條第四項から第六項までに規定する業務 |

ある出資金に相当する金額は、研究機構法第十五條に規定する出資勘定に帰属するものとし、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

とする。

一 旧通信・放送機構法第五条第四項に規定する研究開発出資業務

二 附則第九条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組充実法」という。)

第六条に規定する業務

三 附則第九条の規定による廃止前の放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組素材法」という。)

第六条に規定する業務

四 附則第九条の規定による廃止前の受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号。附則第十条において「旧放送番組促進法」という。)

第六条に規定する業務

五 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四十三号)による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)

八 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から通信・放送機構に旧通信・放送機構法附則第七条第一項に規定する衛星放送受信対策基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額から国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を除いた金額は、政府から研究機構に、研究機構法附則第十四条第一項に規定する衛星放送受信対策基金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

九 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資されている出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

十 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされた金額に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

十一 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる勘定に属する資本金の金額を超えるときは、その差額に相当する額についてはそれぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる勘定に属する資本金の金額を下回るときは、その差額に相当する額についてはそれぞれ当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、整理するものとする。

一 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定 研究機構法第十五条に規定する出資勘定  
二 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定 研究機構法第十五条に規定する債務保証勘定  
三 旧通信・放送機構法第四十一条第二項に規定する一般勘定 研究機構法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定  
四 基盤技術研究円滑化法第九条に規定する特

別の勘定 研究機構法第十五条に規定する基盤技術研究促進勘定  
五 旧通信・放送承継勘定 研究機構法附則第十八条に規定する通信・放送承継勘定

十二 第五項及び前項の規定における資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

十三 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は政令で定める。

十四 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際附則第十八条の規定による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(第十六項において「旧電気通信基盤法」という。)(第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額は、研究機構法附則第十五条第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならぬ。

十五 通信・放送機構の解散については、旧通信・放送機構法第四十二条第一項の規定による残余財産の国庫への納付又は各出資者に対する分配は、第一項の規定により国に承継させるものを除き、行わぬ。

十六 研究機構は、次に掲げる金額を、この法律の施行後速やかに国庫に納付しなければならない。

一 第八項に規定する政令で定める資産の価額に相当する金額  
二 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定において積立金として整理されている金額があるときの当該金額のうち政令で定める金額  
三 旧電気通信基盤法第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額のうち政令で定める金額  
第八項並びに前項第二号及び第三号の政令を定める場合においては、研究機構の業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。

十八 第十六項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

十九 第一項の規定により通信・放送機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

第四条 平成十三年基盤技術研究法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に出資があつたものとされた額(同法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあつては、同条の規定により出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。)(については、当該政府以外の者は、通信・放送機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

二 通信・放送機構は、前項の規定による請求があつたときは、旧通信・放送機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、政令で定める日における旧通信・放送承継勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、通信・放送機構は、当該持分に係る出資額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

三 前条第九項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者が研究機構に出資したものとされた金額については、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

四 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、研究機構法第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

五 第二項に規定する資産の価額は、同項に規定

する政令で定める日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

(役員に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において研究所の理事長である者の任期は、この法律による改正前の独立行政法人通信総合研究所法(平成十一年法律第百六十二号)第九条の規定にかかわらず、その日に満了する。この場合において、この法律の施行後最初に独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第二十条第一項の規定により研究機構の理事長に任命された者の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかわらず、施行日の前日において研究所の理事長であった者の研究所の理事長としての残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際研究所の理事又は監事である者は、別に辞令を用いなくて、その際通則法第二十条第二項及び第三項の規定により研究機構の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた研究機構の理事又は監事の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の研究所の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(通信・放送機構の役員であつた者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)

第六条 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三十三条第一項の規定により総務省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもって組

織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間(通信・放送機構の役員又は職員であつた間に限る。)総務省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き総務省共済組合の組合員である間(研究機構の役員又は職員である間に限る。)は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

で、施行日に総務省共済組合の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「通信・放送機構の役員」という。)のうち、一年以上継続組合員期間(総務省共済組合の組合員である期間(研究機構の役員又は職員である期間に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の保険者期間(通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者と見なされる者に限る。)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金について

は、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 通信・放送機構の役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の第三項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

(電波法の適用に関する経過措置)

第八条 施行日前に電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条又は第十七条第一項の規定により通信・放送機構に対して総務大臣がした免許又は許可は、これらの規定により研究機構に対して総務大臣がした免許又は許可とみなす。

(関係法律の廃止)

第九条 次に掲げる法律は廃止する。

- 一 通信・放送機構法
- 二 有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法

三 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法  
四 受信設備制型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法

(関係法律の廃止に伴う経過措置)

第十條 前条の規定の施行前に旧通信・放送機構法第二十條及び第二十一條を除く。の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法及び研究機構法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧放送番組充実法第五條第三項に規定する認定計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業を実施している者及びこの法律の施行の際現に旧放送番組促進法第五條第三項に規定する認定計画に係る受信設備制型放送番組制作施設整備事業を実施している者に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 研究機構は、この法律の施行前にされた旧通信・放送機構法第二十八條第一項第六号の規定による出資、旧放送番組充実法第六條第一号の規定による出資、旧放送番組素材法第六條第一号の規定による出資及び旧放送番組促進法第六條第二号の規定による出資に係る経理については、研究機構法第十五條の規定にかかわらず、同条に規定する出資勘定において整理するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(電波法の一部改正)

第十三條 電波法の一部を次のように改正する。

第二十四條の二第一項第二号中「独立行政法人通信総合研究所(以下「研究所」という。)」を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)」に改める。  
第二百二條の十八及び第二百三條中「研究所」を「機構」に改める。

(放送法の一部改正)  
第十四條 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第九條の二中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。  
(基盤技術研究円滑化法の一部改正)  
第十五條 基盤技術研究円滑化法の一部を次のように改正する。

第七條の見出しを「(独立行政法人情報通信研究機構による通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進)」に改め、同条中「通信・放送機構」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか)を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか)」に改める。

第八條から第十條までを次のように改める。  
第八條から第十條まで 削除  
第十二條(見出しを含む)中「通信・放送機構」を「研究機構」に改める。

(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正)  
第十六條 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 通信・放送機構の業務の特例等(第五十六條の二 第五十六條の七)」を削る。

第三章の二を削る。  
第六十三條の二を削る。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)  
第十三條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。  
この法律において「通信・放送事業分野」とは、独立行政法人情報通信研究機構法第二條第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。  
第二條第二項中「地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改め、同条第五項を削る。  
第三條第一項中「地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改める。  
第四條第一項中「又は通信・放送共同開発事業を削り、同条第二項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。  
第五條第三項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。  
第六條の見出しを「(機構による特定通信・放送開発事業の推進)」に改め、同条第一項中「通信・放送機構(以下「機構」という。)」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか)を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第一号中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同項第五号とする。  
第七條を削り、第八條を第七條とする。  
第九條中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同条を第八條とし、第十條を第九條とする。

第十七條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を次のように改正する。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「通信・放送事業分野」とは、独立行政法人情報通信研究機構法第二條第二号に規定する通信・放送事業分野をいう。  
第二條第二項中「地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改め、同条第五項を削る。  
第三條第一項中「地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業」を「及び地域通信・放送開発事業」に改める。  
第四條第一項中「又は通信・放送共同開発事業を削り、同条第二項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。  
第五條第三項中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改める。  
第六條の見出しを「(機構による特定通信・放送開発事業の推進)」に改め、同条第一項中「通信・放送機構(以下「機構」という。)」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか)を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第一号中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同項第五号とする。  
第七條を削り、第八條を第七條とする。  
第九條中「特定通信・放送開発事業」を「通信・放送新規事業」に改め、同条を第八條とし、第十條を第九條とする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正)  
第十八條 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を次のように改正する。

第一條中「並びに特定専門技術業務に従事する者の能力の向上」を削る。  
第二條中第七項から第九項までを削り、同条

第十項を同条第七項とする。

第三條中「電気通信基盤充実事業」を「施設整備事業」に、同条第一項中「主務大臣」を「総務大臣」に、「高度有線テレビジョン放送施設整備事業及び人材研修事業」を「及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業」に改め、同条第二項第二号中「を含み、人材研修事業にあつては利用に係る施設」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同条第六項中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同条を同条第五項とする。

第四條及び第五條中「主務大臣」を「総務大臣」に改める。

第六條の見出しを「(機構による施設整備事業の推進)」に改め、同条第一項中「通信・放送機構(以下「機構」という。)」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。第二十八條第一項に規定する業務のほか)を「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同項第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第七條を削る。  
第七條の二中「第六條第一項第三号」を「第六條第二号」に改め、同条を第七條とする。  
第七條の三から第九條までを削る。

第十條第一項中「人材研修事業及び」を削り、同条第二項中「第六條第一項」を「第六條」に改め、同条を第八條とする。

第十一條を削る。  
第十二條中「主務大臣」を「総務大臣」に改め、同条を第九條とする。

第十三條及び第十四條を削る。  
第十五條第一項中「第十二條」を「前条」に改め、同条を第十條とする。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十九条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条から第四十五条までを次のように改める。

第四十三条から第四十五条まで 削除  
(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

第二十条 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進」に改め、同条中「通信・放送機構(以下「機構」という。)」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)(第二十八条第一項に規定する業務のほかを「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。))」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条第四号とする。

第五条及び第六条を削る。  
第七条中「(第四条第二号に掲げる業務については、総務大臣及び財務大臣)」を削り、「同条」を「前条」に改め、同条を第五条とする。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

(特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部改正)

第二十一条 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。  
第四条の見出しを「機構による特定公共電気通信システムの開発」に改め、同条中「通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。))」に改め、同条中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。

下「機構法」という。)(第二十八条第一項に規定する業務のほかを「この法律の目的を達成するため」に改め、同条第一号イ中「機構法第二号第五号に規定する通信・放送技術」を「電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下同じ。))」の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(財務大臣との協議)

第七条 主務大臣は、第三条の基本方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第二十二條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条及び第三十二条 削除

(高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正)

第二十三條 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進」に改め、同条中「通信・放送機構(以下「機構」という。))」は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)(第二十八条第一項に規定する業務のほかを「独立行政法人情報通信研究機構(以下「機構」という。))」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改め、改正後の電気通信基盤充実臨時措置法(以下「新法」という。)(第八条の規定により読み替えられた機構法第三十三条の二)を「独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)第十五条」に改め、同条第三項中「新法第六号第一項第三号」を「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第十八条の規定による改正後の電気通信基盤充実臨時措置法第六号第二号」に改める。

(通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律(平成十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める。  
第二条第一項中「通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)(第二号第五号に規定する通信・放送技術)」を「電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。以下同じ。))の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術」に改める。  
第四条の見出しを「機構による通信・放送融合技術の開発の支援」に改め、同条中「機構法第二十八条第一項に規定する業務のほか」を削る。  
第五条及び第六条を削る。  
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一通信・放送機構の項を削る。  
(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この法律の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき通信・放送機構がした行為及び通信・放送機構に対してなされた行為は、同法に基づき研究機構がした行為及び研究機構に対してなされた行為とみなす。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十八条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表通信・放送機構の項を削る。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。)

第五号第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 代表者委員会に関する事項

第五条に次の一項を加える。

3 総務大臣は、第一項第九号に掲げる事項について、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

第七条の次に次の四号を加える。

(代表者委員会の設置及び組織)

第七条の二 基金に代表者委員会を置く。

2 代表者委員会は、委員三人をもつて組織する。

(代表者委員会の権限等)

第七条の三 次に掲げる事項は、代表者委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務規程の変更

|                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>三 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算<br/>四 重要な財産の処分及び重大な債務の負担<br/>2 代表者委員会の議事は、委員二人以上の賛成をもって決する。<br/>(代表者委員会の委員)</p> | <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。<br/>二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。<br/>三 破産の宣告を受けたとき。<br/>四 心身の故障のため職務を執ることができないとき。<br/>2 理事長は、前項の規定により理事を解任しうとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。<br/>3 基金の役員が第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣は、代表者委員会又は理事長に対し、期間を指定して、それぞれその任命に係る役員を解任すべきことを命ずることが出来る。<br/>4 代表者委員会が前項の命令に違反したときは、総務大臣は、同項の命令に係る理事長又は監事を解任することが出来る。<br/>第十一條第三項中「を代表する者、市長を代表する者、町村長を代表する者」を、「市長、町村長」、「教育委員会を代表する者」、「公安委員会の委員」、「公安委員会を代表する者」を「管理」者」に、「について、総務大臣が」を「のうちから、理事長が総務大臣の認可を受けて」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。<br/>4 委員は、代表者委員会の委員と兼ねることが出来ない。<br/>第十七條を次のように改める。<br/>(事業計画及び予算)<br/>第十七條 基金は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成しなければならない。<br/>2 基金は、事業計画及び予算を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に報告しなければならない。<br/>第十八條第二項中「財産目録を削り、つけ」を「付けて決算完結後一月以内に」に、「提出し、その承認を受けなければを報告しなけれ</p> | <p>ばに改め、同条第三項中「承認を受けたときは、その財産目録を規定による報告を行つたときは、遅滞なく」に改める。<br/>第二十二條を次のように改める。<br/>第二十二條 削除<br/>第四十九條第二項中「政令」を「定款」に改める。<br/>第七十二條中「二十万円」を「三十万円」に改める。<br/>第七十三條中「十万円」を「二十万円」に改める。<br/>附則<br/>(施行期日)<br/>第一條 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第四十九條第二項の改正規定は平成十六年四月一日から、次条の規定は公布の日から施行する。<br/>(基金の定款に関する経過措置)<br/>第二條 地方公務員災害補償基金(以下「基金」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、その定款をこの法律による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第五條第一項の規定に適合するように変更し、総務大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。<br/>(基金の役員及び運営審議会の委員に関する経過措置)<br/>第三條 この法律の施行の際現に在職する理事長、監事又は理事である者は、それぞれ施行日に新法第十條第一項から第三項までの規定により理事長、監事又は理事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日におけるこの法律による改正前の第十條第三項の規定による理事長、監事又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。<br/>2 この法律の施行の際現に運営審議会の委員である者は、施行日に新法第十一條第三項の規定により運営審議会の委員として任命されたものとみなす。<br/>(基金の事業計画等に関する経過措置)<br/>第四條 新法第十七條の規定は、平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算から適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業計画及び予算については、なお従前の例による。<br/>2 新法第十八條第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書から適用する。<br/>(政令への委任)<br/>第五條 前三條に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。<br/>(独立行政法人等の保育する情報の公開に関する法律の一部改正)<br/>第六條 独立行政法人等の保育する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。<br/>別表第一 地方公務員災害補償基金の項を削る。<br/>(独立行政法人等の保育する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)<br/>第七條 この法律の施行前に基金に対してされた独立行政法人等の保育する情報の公開に関する法律第三條の規定による開示の請求については、なお従前の例による。<br/>(独立行政法人等の保育する個人情報の保護に関する法律の一部改正)<br/>第八條 独立行政法人等の保育する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。<br/>別表地方公務員災害補償基金の項を削る。</p> | <p>七 七条の四 委員は、都道府県知事、市長及び町村長を代表する者として、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織、地方自治法第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)がそれぞれ一人を選任する。<br/>2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br/>3 委員は、再任されることが出来る。<br/>4 委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。<br/>(代表者委員会の委員長)<br/>第七條の五 代表者委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。<br/>2 委員長は、会務を総理し、代表者委員会を代表する。<br/>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。<br/>第九條第四項中「認めるときは」の下に、「代表者委員会」を加える。<br/>第十條第一項中「総務大臣が」を「代表者委員会が総務大臣の認可を受けて」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。<br/>3 理事長は、前項の規定により理事を任命しうとするときは、代表者委員会の同意を得なければならない。<br/>第十條の次に次の一條を加える。<br/>(役員の解任)<br/>第十條の二 代表者委員会又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、総務大臣の認可を受けて、その役員を解任することが出来る。</p> | <p>第二部 総務委員会会議録第七号 平成十四年十一月二十一日 【参議院】</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

平成十四年十二月三日印刷

平成十四年十二月四日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K